



第4次岡谷市環境基本計画

2020年度～2024年度

あふれる緑と清らかな水につつまれたまちをめざして



長野県岡谷市

「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」をめざして



岡谷市は、周囲を山地、丘陵に囲まれ、諏訪湖やハケ岳の眺望、美しい四季が彩る豊かな自然に恵まれたまちです。このような豊かな自然環境を市民共有の貴重な財産として、次世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちに課せられた責務です。

このため、平成 10 年に岡谷市環境基本条例を制定し、平成 27 年からは第 3 次岡谷市環境基本計画に基づき、様々な環境保全のための施策に取り組んでまいりました。

しかし、近年の地球温暖化は、猛暑や局地的大雨等の異常気象を引き起こし、私達の暮らしにも深刻な影響を及ぼしています。

また、ウミガメやクジラ等に大きな被害を与えていることで注目されました海洋プラスチック問題や海外で処分することが出来なくなったプラスチック廃棄物に関する問題など、新たな課題も生じてきました。

この間、国際社会では、持続可能な開発目標である「SDGs」の採択や温室効果ガス削減に向けた新たな国際的枠組みである「パリ協定」の発効などの動きがあり、我が国を取り巻く情勢は大きく変化しています。

このように環境に対する状況は急激に変化しており、岡谷市環境基本条例の基本理念を踏まえ新たな環境保全に関する施策の基本的な指針となる第 4 次岡谷市環境基本計画を策定しました。

この計画は市民、事業者、行政が課題を共有しながら共に取り組んでいくため、現状に即した 6 つの基本目標を掲げ、実効性のある取り組みも明記しております。

望ましい環境像として定めました、「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」をめざして、皆様と共に、様々な課題に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたってご尽力いただきました、岡谷市環境審議会委員の皆様をはじめ、環境アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力いただきました多くの市民の皆様から心から感謝申し上げます。

令和2年3月

岡谷市長 今井 竜五

はじめに

環境基本理念	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画策定の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画が対象とする環境施策の範囲	4

第1章 岡谷市の環境の状況

1. 岡谷市の位置・地勢	5
2. 交通および社会構成	5
3. 第3次岡谷市環境基本計画の総括	7
4. 市民の環境保全の意識	10

第2章 めざす環境の姿と基本目標

1. 将来のまちの姿	17
2. 基本目標	18

第3章 基本目標に対する施策の展開

1. かけがえのない地球環境を守るまち《地球環境の保全》	20
2. 豊かな自然とふれあえるまち《自然環境の保全》	30
3. 安全で安心なすがすがしいまち《生活環境の保全》	36
4. ものを大切にするまち《循環型社会の構築》	43
5. 美しさと潤いのあるまち《快適環境の形成》	49
6. みんなが環境保全に参加するまち《参加と協働》	51

第4章 計画の推進のために

1. 推進体制	54
2. 計画の進行管理等	55

付属資料	56
------	----

はじめに

環境基本理念

平成 10（1998）年 12 月に制定された『岡谷市環境基本条例』は、良好な環境の将来にわたっての継承と地球環境保全や人と自然との共生の視点から、現在および将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としており、4 つの基本理念を掲げています。

○ 健全で恵み豊かな環境の恩恵の享受と将来世代への継承

環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営んでいく上で必要とされる健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けられるとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っていることを認識して行われなければならない。

○ 自然と人との共生

環境の保全は、人類が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、自然と人との共生していくことを目的として行われなければならない。

○ 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

環境の保全は、環境が有限な資源であることを認識して、すべてのものの適切な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

○ 地球環境保全の取組

環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するように行われなければならない。

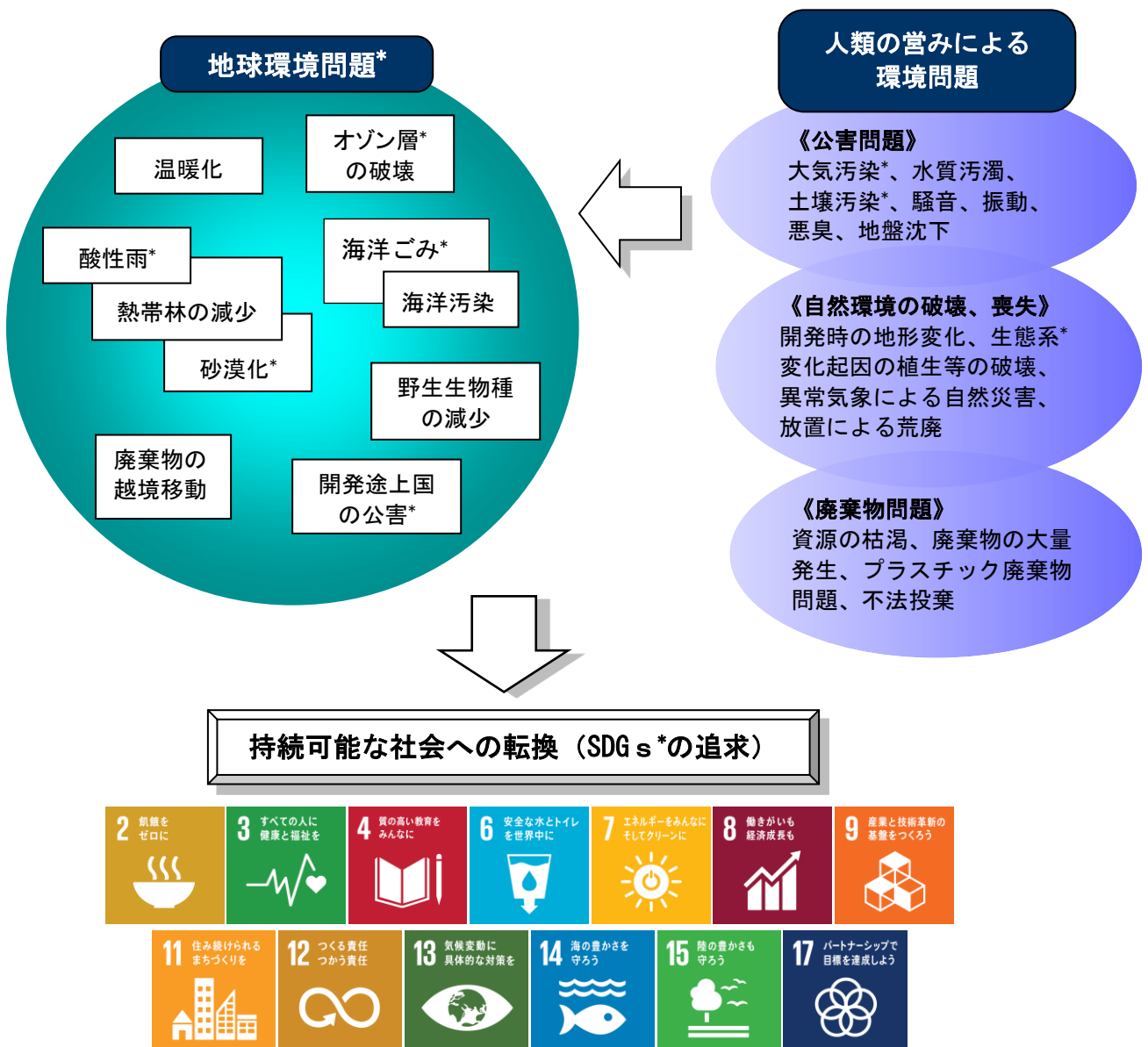


1. 計画策定の背景と趣旨

- 第4次岡谷市環境基本計画は、岡谷市環境基本条例（平成10年条例第32号）第7条に基づき、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。
- この計画では、岡谷市環境基本条例第2条に示された基本理念を踏まえ、長期的な視点に立った望ましい環境像を定め、その実現に向けて環境保全に関する施策の方向性と、市民、事業者が自主的な取組を行うための行動指針を示しています。

環境問題の背景

環境問題は、身近な生活環境から地球規模まで多岐にわたるため、個人、家庭、事業者、自治体、国などあらゆる主体の参加と協働により、生活や文化、社会経済システムの中で改革していくことが重要になっています。大量生産、大量消費、大量廃棄を基調としたこれまでの社会経済システムや、私たち一人ひとりのライフスタイルを見直し、エネルギーや資源などの消費を減らして、二酸化炭素排出量やごみなどの削減を図り、環境への負荷の少ない持続可能な社会への転換を図っていくことが求められています。



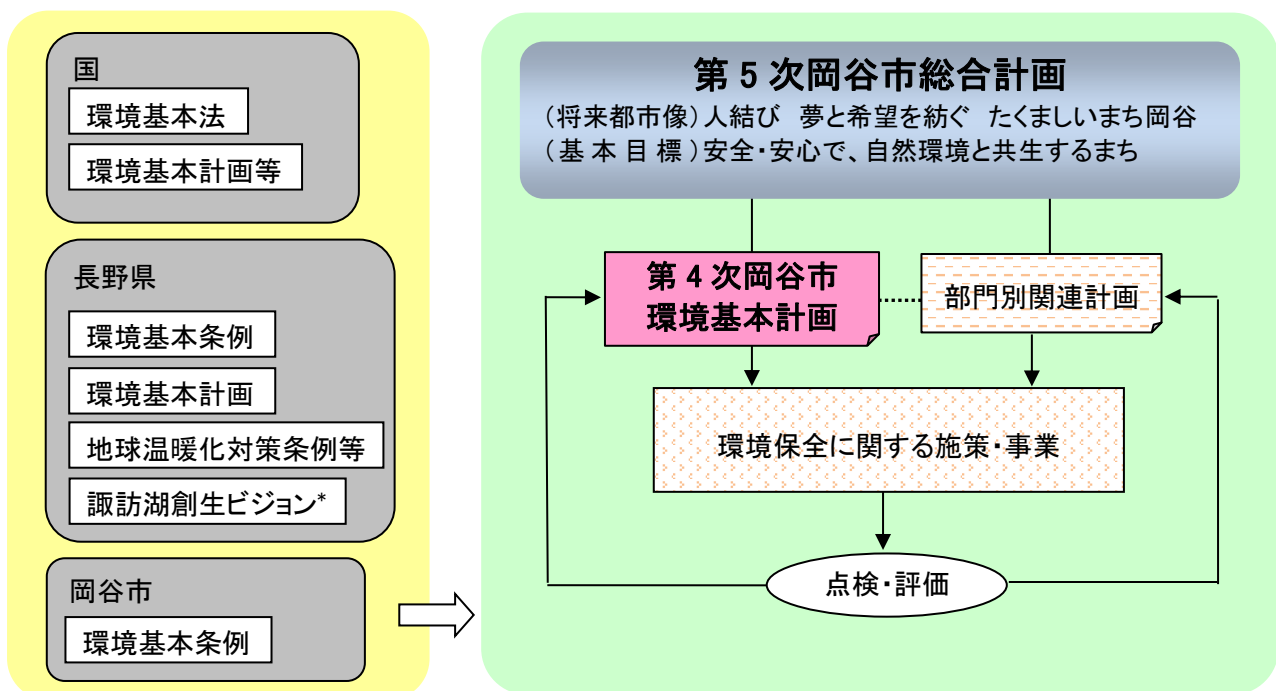
🌳 持続可能な社会を築くために

- ★ 地球温暖化*の大きな課題に対して、その防止策を実行していかななくてはなりません。
《脱炭素社会*》
- ★ 自然への関心や理解を深め、自然に配慮し、自然と共生するまちづくりが必要です。
《自然共生型社会》
- ★ 限りある化石燃料*や鉱物資源に依存した社会（文明）は、持続可能性*がありません。大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とした社会経済システムやライフスタイルは見直されつつありますが、発生抑制や再利用については十分とは言えず、ライフスタイルについても改善の余地があります。また、安全かつ適正に廃棄物进行处理する体制の整備が課題となっています。
《循環型社会*》

持続可能な社会を構築するためには、エネルギーや資源などの消費効率を上げ、消費の抑制に努めなければなりません。そのためには、環境、経済、社会のバランスの取れた発展が必要となります。本市においても、長期的な計画のもと、市民、事業者、行政が協力して、行動していくことが求められています。

2. 計画策定の位置づけ

- (1) 国や県の環境施策と整合させ、『第5次岡谷市総合計画』の環境保全の分野の施策を具現化するとともに、庁内部門別関連計画と連携をもった計画として位置づけます。
- (2) 長期的な視点にたって基本目標を明確にするとともに、基本的な施策を体系化し、個別目標を明確にしました。
- (3) 環境保全の施策を具体化し、市民と事業者に自主的に取り組んでいただくため、環境配慮行動を指針として盛り込みました。
- (4) 基本目標ごとに指標を設定し推進することとしました。

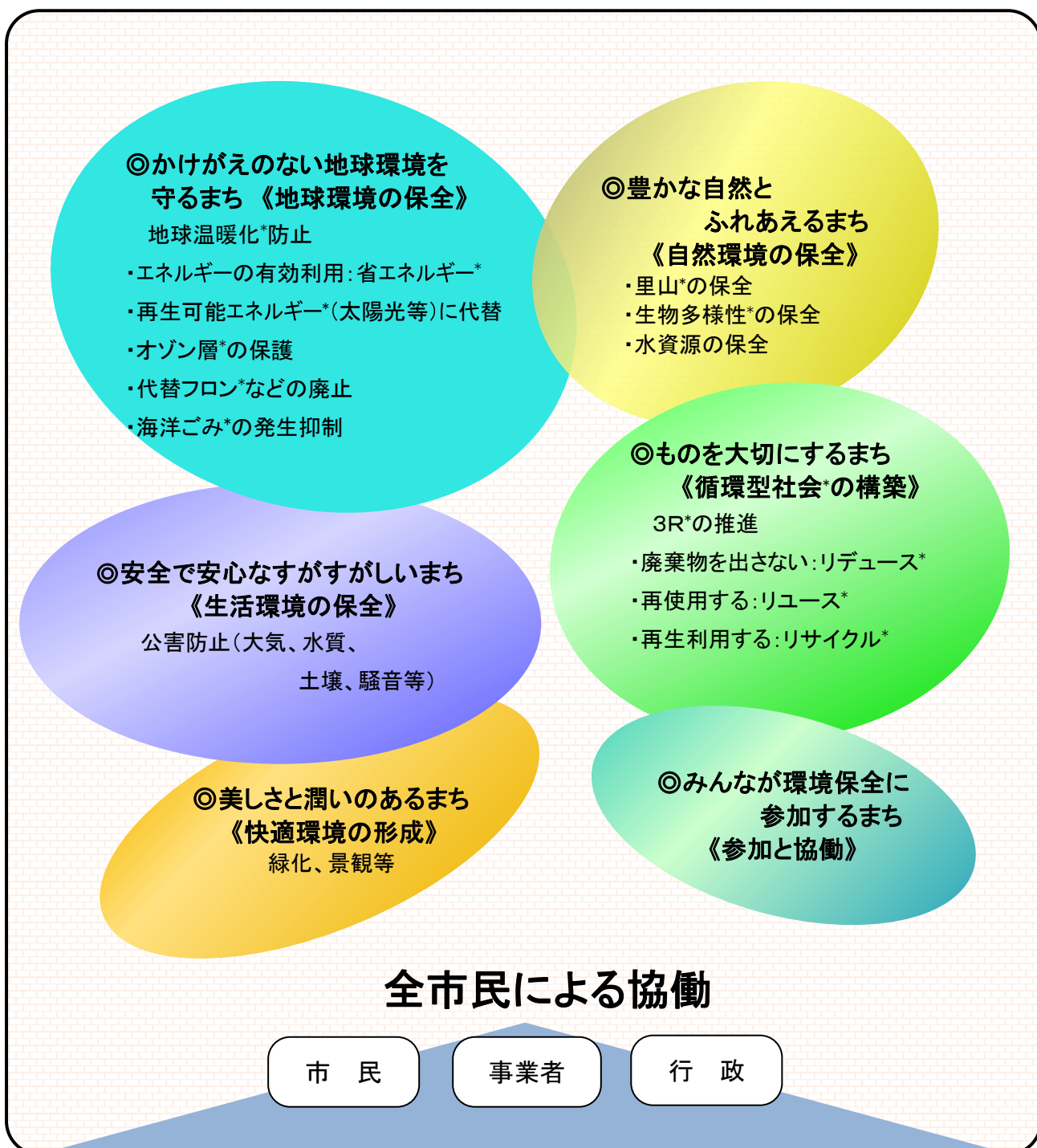


3. 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

4. 計画が対象とする環境施策の範囲

持続可能な社会を築くために、地球環境の保全、自然環境の保全、生活環境の保全、循環型社会*の構築、快適環境の形成のための諸施策を、市民、事業者、行政などあらゆる主体の参加と協働によって推進することを計画の範囲とします。



第1章 岡谷市の環境の状況

1. 岡谷市の位置・地勢

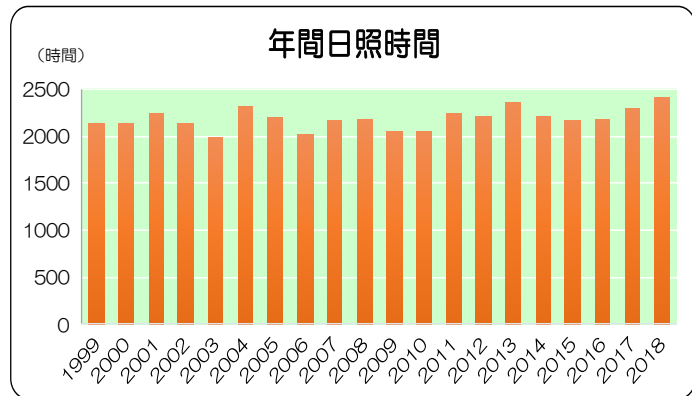
◇ 本市は、長野県のほぼ中央、諏訪湖の西岸に位置し、遠くは富士山、八ヶ岳連峰を望む、湖と四季を彩る山々に囲まれた風光明媚な都市です。面積は 85.10 km² で、人口集中地区面積は 11.3 km²、市域は東西 7.3 km、南北 16.7 km に広がっており、7 割近くを森林が占めています。

地質は、内部に火山岩をもち、その表面はきわめて厚いローム層で覆われており、諏訪湖岸の一部に沖積層が見られます。

気候は、内陸気候の特性で年間を通じて降水量が少なく、また気温の年較差や日較差の大きいことが特徴です。空気は乾燥し、日射量は国内トップクラスで、太陽光、太陽熱の有効利用に適していることを示しています。

◇ 本市は、諏訪湖、天竜川をはじめ、横河川、塚間川、十四瀬川、大川などがあり、豊かな水環境に恵まれています。塩尻峠周辺は広葉樹と針葉樹の混交林が広がっており、多くの野鳥が観察できます。この「塩嶺の小鳥のさえずり*」は、「残したい“日本の音風景100選” *」に選ばれています。

諏訪湖は、標高 759.3m、周囲約 16 km、面積 13.3km² の長野県でもっとも大きな湖であり、コイ、フナ、ワカサギなどの魚類も豊富です。諏訪湖から流れ出す天竜川は、遠く静岡県浜松市に至り、太平洋に注いでいます。



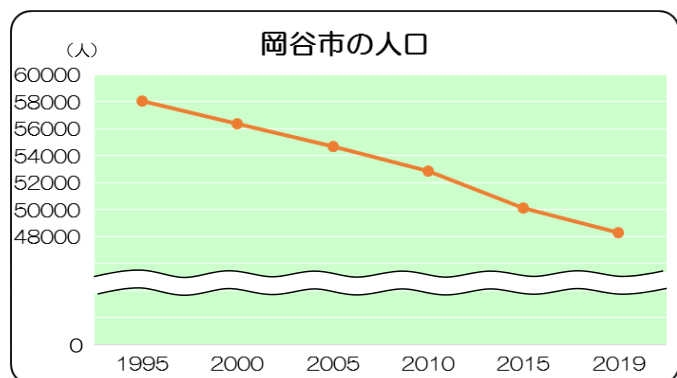
気象庁統計データ (諏訪測候所)

出典：気象庁ホームページ

2. 交通および社会構成

◇ 本市は、各種交通の要衝となっており、高速交通体系は中央自動車道西宮線、長野自動車道から構成されており、岡谷インターチェンジを介して首都圏、中京圏、北陸圏と結ばれています。また幹線道路として、国道 20 号、国道 20 号バイパス、国道 142 号バイパスや県道下諏訪辰野線、県道岡谷茅野線などが市内を走っています。鉄道は中央東線が走り、飯田線の分岐点となっています。

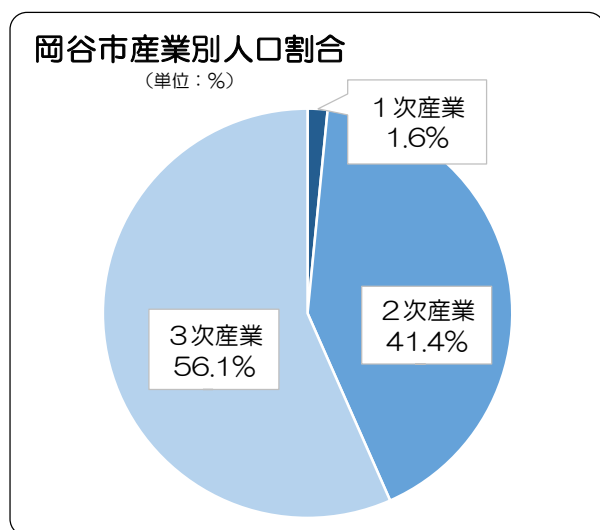
◇ 本市の人口は、昭和 55 (1980) 年の約 62,000 人をピークとしてその後減少傾向を示し、令和元 (2019) 年 10 月 1 日現在は 48,283 人となっています。



出典：総務省統計局 国勢調査

(2019 年のみ長野県毎月人口異動調査)

◇ 産業別就業人口の割合（平成 27（2015）年国勢調査）は、第 1 次産業 1.6%、第 2 次産業が 41.4%、第 3 次産業が 56.1% となっています。平成 12（2000）年国勢調査では工業都市を反映して、第 2 次産業が主力を占めていましたが、平成 17（2005）年の国勢調査から第 3 次産業がトップとなっております。



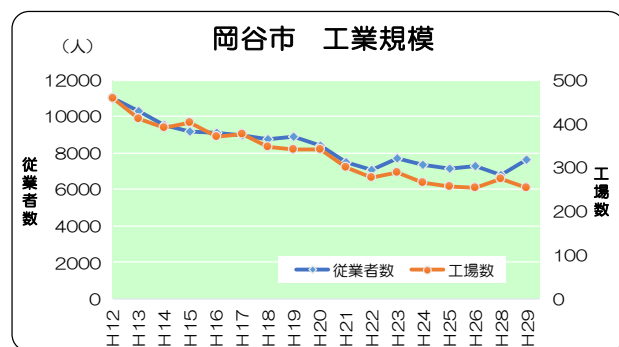
出展：2015 年国勢調査

◇ 農家数は、昭和 35（1960）年以降、減少傾向を示しており、農家人口は平成 17（2005）年が 604 人、平成 22（2010）年が 449 人、平成 27（2015）年には、295 人となっています。（各年農業センサス）

◇ 工業は、明治時代中期から昭和初期にかけて「シルク岡谷」として世界にその名を馳せ、第二次世界大戦後は時計やカメラなどの精密工業都市として発展を続けてきました。

近年では、経済のグローバル化の進展、ものづくり産業の空洞化、環境問題への対策など厳しさを増しています。

こうした中、『岡谷市工業活性化計画』を策定し、社会経済の変化、企業の経営戦略の再編を踏まえて、既存企業の構造転換と新たな産業基盤の構築に向けて、工業集積都市岡谷の活性化に取り組む施策を展開しています。

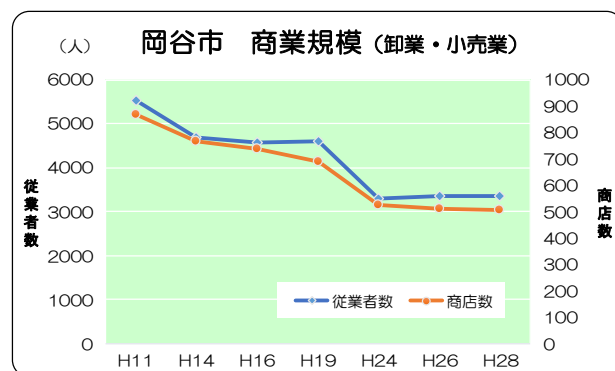


出展：工業統計調査

（対象：従業者数 4 人以上）

◇ 商業の現状は、少子高齢化、核家族化に伴う消費者ニーズの多様化、個人商店の後継者不足、インターネットを利用した商品購入の急速な浸透により大きく変化をしており、特に小売業においては大変厳しい状況となっております。

こうした中、『岡谷市商業活性化計画』を策定し、商業者や商業会・商業団体・商工会議所・行政が一体となって商業の活性化と魅力の創出に向けた取組を推進しています。



出典：商業統計調査

※平成 16 年は簡易調査

※平成 24 年及び平成 28 年は経済センサス調査

3. 第3次岡谷市環境基本計画の総括

『第3次岡谷市環境基本計画』（平成27（2015）年～令和元（2019）年）の各施策および基本目標について、その実態と指標の結果を総括します。



基本目標 1. かけがえのない地球環境を守るまち

《地球環境の保全》

- (1) 地球温暖化*防止のために市民が手軽にできる緑のカーテン*事業の参加者は、目標値を大きく上回りました。日常の暮らしの中における地球環境の保全への意識が高まっていると思われます。（図1）
- (2) 環境配慮に関連した制度資金のあっせん件数は、わずかに増加していますが、目標値を下回っています。再生可能エネルギー*設備の普及などを図るため、当制度の周知による支援の継続や環境負荷*への対応を啓発していく必要があります。
- (3) 育林（間伐など）によるCO₂吸収量は目標値を下回りました。制度の変更などによる影響が要因ですが、引き続き育林・植林による適正な管理を行うことで山林を保全し、CO₂を吸収する樹木を守り育てていかなければなりません。（図2）

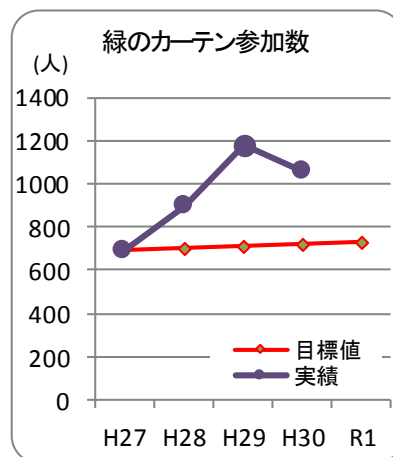


図1



基本目標 2. 豊かな自然とふれあえるまち

《自然環境の保全》

- (1) 子どもが参加する環境団体数については、目標値を大きく下回っています。自然環境体験、自然環境学習は、これからの世代を担う子どもたちに自然の大切さを伝える上で必要な取組ですので、子どもが参加する環境団体などが魅力ある活動を企画し、機会の創出を推進していく必要があります。
- (2) 森林の適正管理は、水害や土砂災害を防止するだけでなく、豊かな生態系を維持することにつながります。制度の変更などにより森林の間伐面積は目標値を下回っていますが、森林保全への取組は着実に進んでいます。
- (3) 貴重な水資源の有効利用のため、市民一人ひとりに対する水資源の重要性についての啓発活動として、水の大切さを学ぶ水の探検隊（水道施設の見学会）を実施しました。参加者数は目標に達しており、多くの方が水の大切さを学ぶことができました。

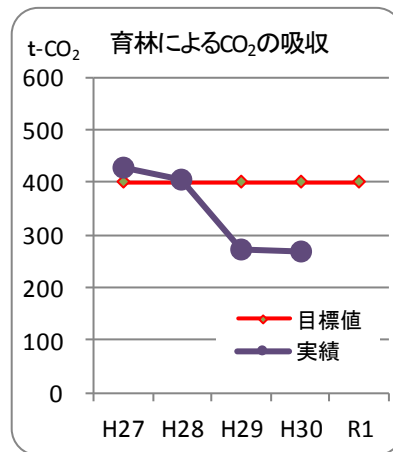


図2



基本目標3. 安全で安心なすがすがしいまち

《生活環境の保全》

- (1) 野外焼却、不法投棄などの生活苦情通報件数は増加傾向にあり、目標値に到達していません。環境に対する意識が高まったことで、通報が増えたことも一因であると考えられますが、違法行為であることを認識していない、モラルの低さといった理由から発生している事例も多いことから、発生抑制のための啓発を充実させていくことが必要となります。(図3)
- (2) 塚間川などの河川の汚濁の程度を示すBOD*は、環境基準*を満たしており、良好な環境が保たれています。生活排水、工業排水の適正処理や、重大な水質汚濁につながる灯油などの漏えい防止に努め、現況を維持していくことが重要です。
- (3) 生活排水と雨水の分離、河川や諏訪湖の浄化などに大きく貢献している下水道ですが、ほぼ全戸で下水道に接続している状況です。

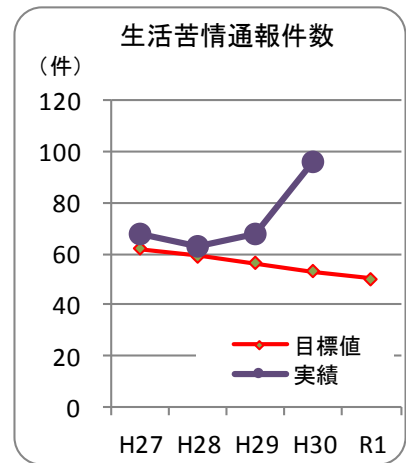


図3



基本目標4. ものを大切にするまち

《循環型社会*の構築》

- (1) 燃やすごみの発生量は現在、ほぼ横ばいの状況です。今後、さらに燃やすごみ発生量を減少させるため、市民、事業者、行政が一体となって3R*を推進していく必要があります。
- (2) 一人1日あたりの生活ごみ排出量は計画期間当初より減少し、概ね目標値に達しているものの、近年はほぼ横ばいとなっています。今後も、市民一人ひとりが、「3R*の精神」を意識し、さらに生活ごみの排出量を抑制していくことが重要です。(図4)
- (3) 総ごみ量に占める資源物の割合である資源化率は目標値を下回りました。これは、民間事業者が設置した24時間受付の回収ボックスを利用される方が増えたことにより、資源物の総量把握ができない状況となったことによります。
目標値は下回っていますが、資源化に対する市民の意識は高まってきていると思われます。しかしながら、引き続き資源化の推進に向けた啓発活動や分別指導を行っていく必要があります。

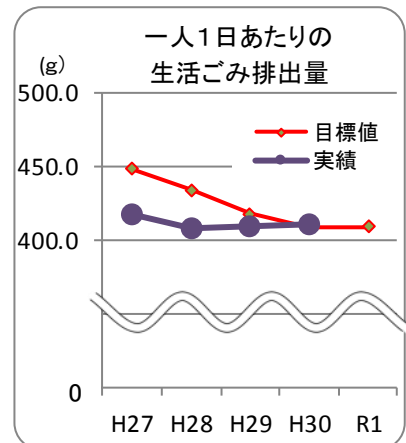


図4

基本目標5. 美しさと潤いのあるまち

《快適環境の形成》

(1) 『岡谷市都市計画マスタープラン*』、『岡谷市景観形成基本計画*』などに基づく、都市緑化などを推進してきましたが、市民アンケートによる、緑と水辺の創出に対する市民満足度は目標値を大きく下回っています。

市民のニーズなどを把握しながら、市民が実感できるような都市緑化、水辺の創出に取り組んでいかななくてはなりません。(図5)

(2) 本市では、景観形成に努め、美しい景観の創出を進めてきました。良好な景観に資する建築物などについては、目標値を上回っておりますが、景観に対する市民の意識向上のための啓発活動数は目標値に到達していないことから、今後は良好な都市景観を形成していくための啓発活動に力を入れていく必要があります。(図6)

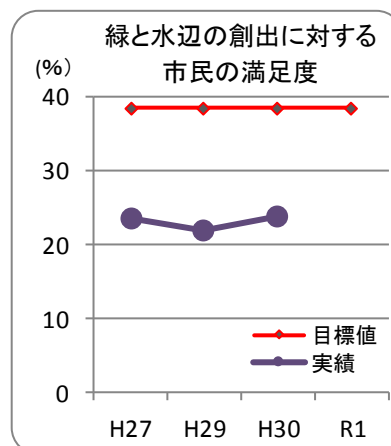


図5

基本目標6. みんなが環境保全に参加するまち

《参加と協働》

(1) 市民、事業者などの環境意識が高まってきましたが、環境イベントや清掃活動に参加したことが無いという声も聞かれることから、より多くの人に参加していただき、共に学び、活動ができる場を作り上げていくことが重要です。

市民、事業者、団体、行政などが様々な形で連携していくことにより、より良好な自然環境を次世代につないでいかなければなりません。

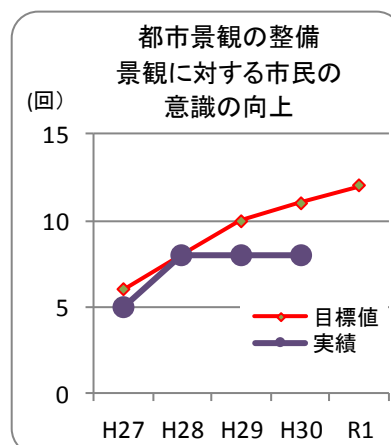


図6

*第3次岡谷市環境基本計画の「基本目標別、目標指標の推移(平成27(2016)年度～令和元(2019)年度)」は付属資料に添付

4. 市民の環境保全の意識

市民や小中学生および事業者の環境保全に対する意識についてアンケート調査を行い評価した結果、環境への問題意識や関心が明確になりました。

調査概要

●調査対象

- ・一般市民：住民基本台帳より 18 歳以上の方から無作為に抽出
- ・事業者：市内の事業者から無作為に抽出
- ・子ども：小学 5 年生、中学 2 年生の児童、生徒

●調査方法

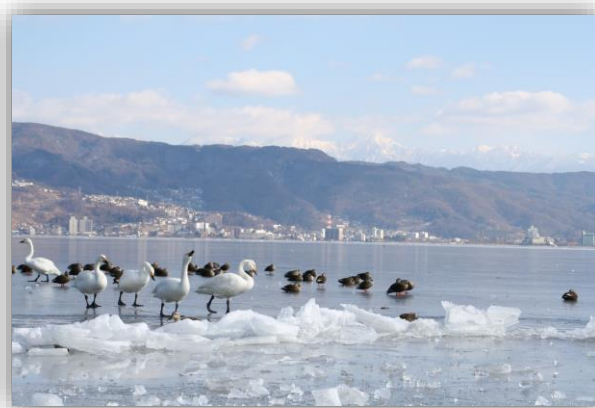
- ・一般市民：郵送配布、回収
- ・事業者：郵送配布、回収
- ・子ども：各校に配布、回収

●調査時期

令和元（2019）年 6 月

●回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
一般市民	1,000	339	33.9%
事業者	300	169	56.3%
子ども	847	786	92.8%



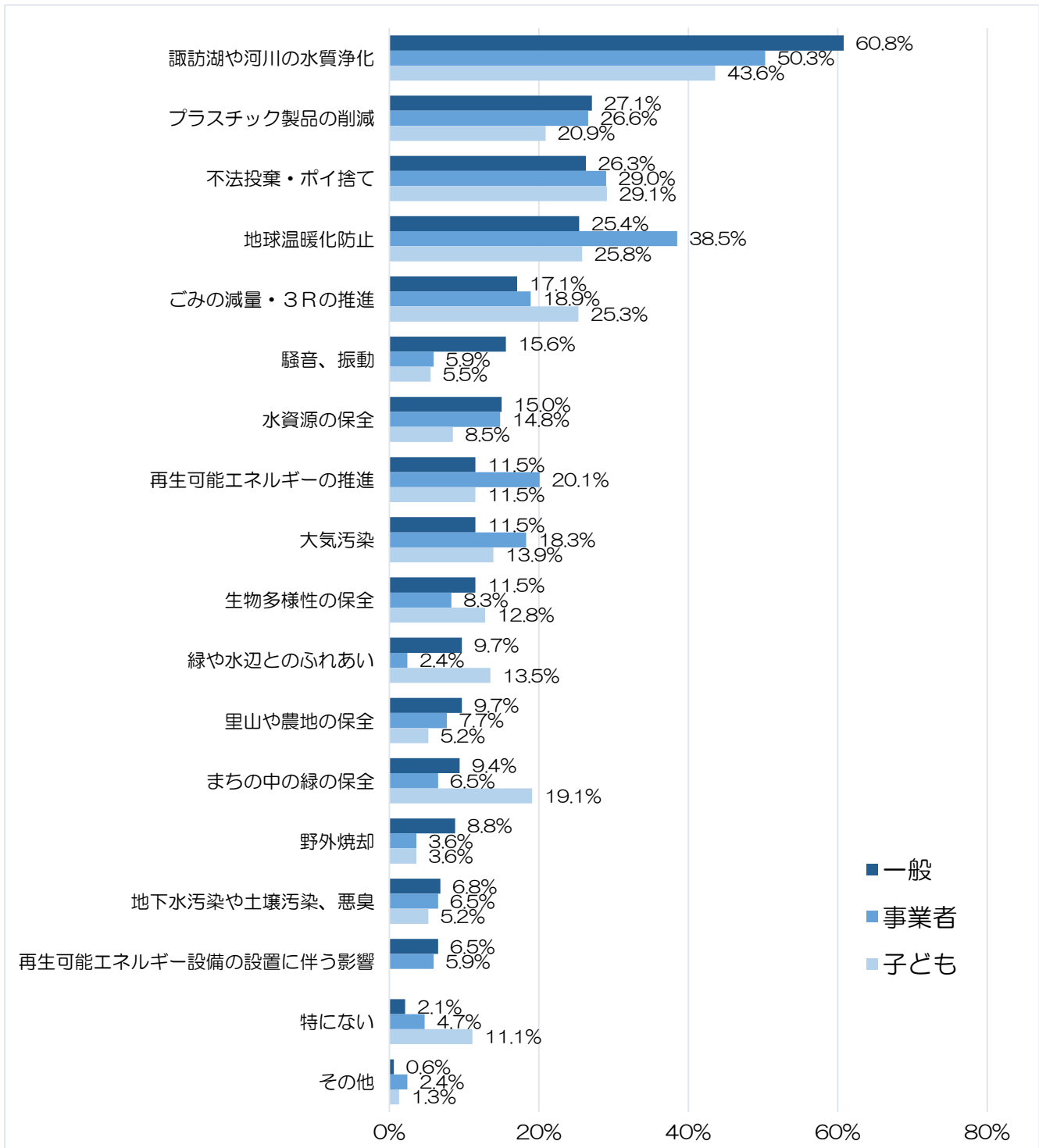


調査結果

(1) 環境問題への認識

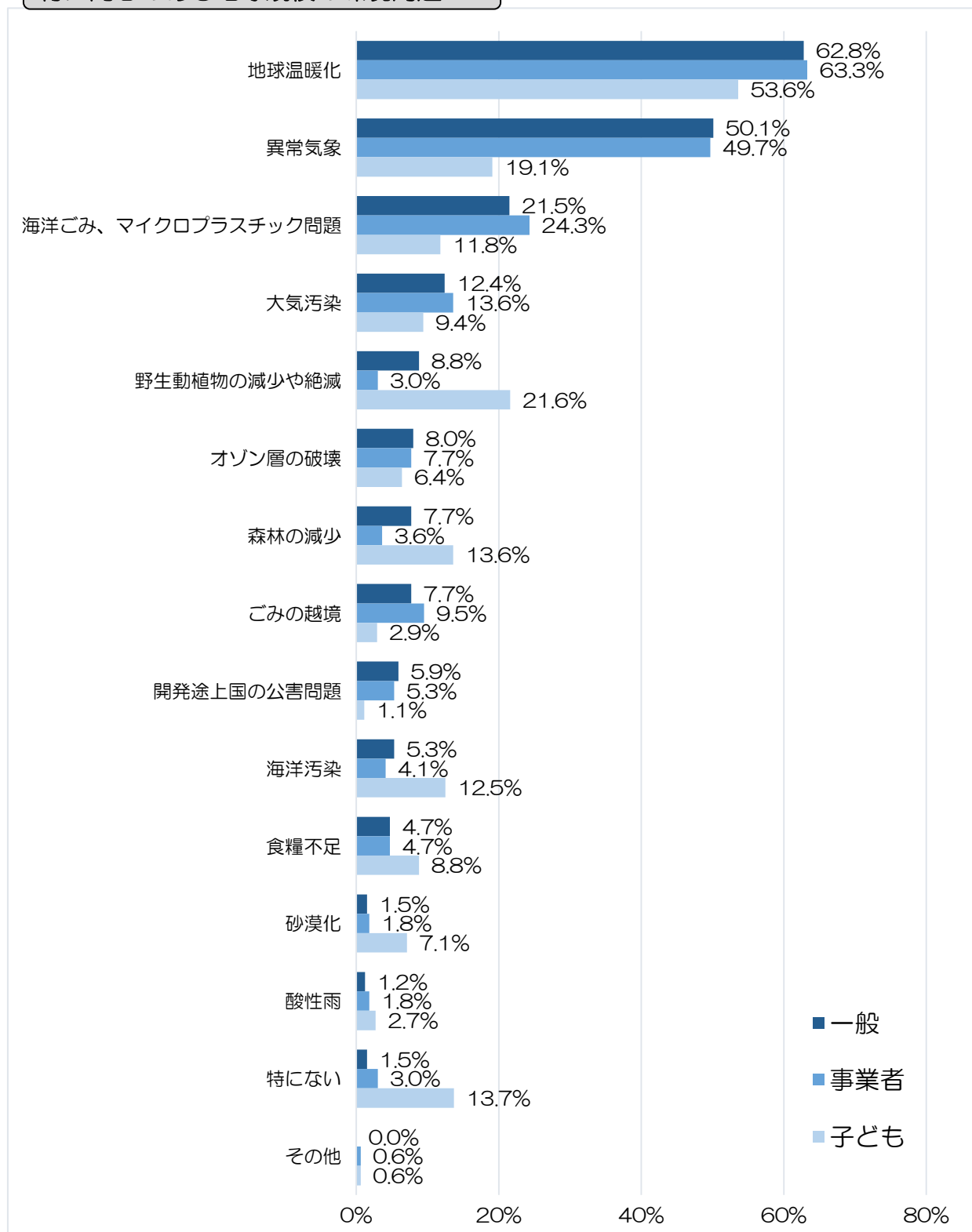
ア. 身近な環境問題としては、前回アンケート時と同様に「諏訪湖や河川の水質浄化」への関心が特に高く、多くの市民が問題意識を持っていることが伺えます。このほかには、「不法投棄・ポイ捨て」「プラスチック製品の削減」などに高い関心があります。また、事業者は「地球温暖化防止」、子どもは「ごみの減量・3Rの推進」に高い関心がある傾向です。

特に関心のある身近な環境問題



イ. 地球規模の環境問題としては、「地球温暖化*」に高い関心があり、前回アンケート時と同様の傾向です。また、「異常気象」については、前回に比べ、事業者の関心が大幅に高くなっています。近年話題となっている「海洋ごみ*、マイクロプラスチック*問題」にも比較的高い関心があります。

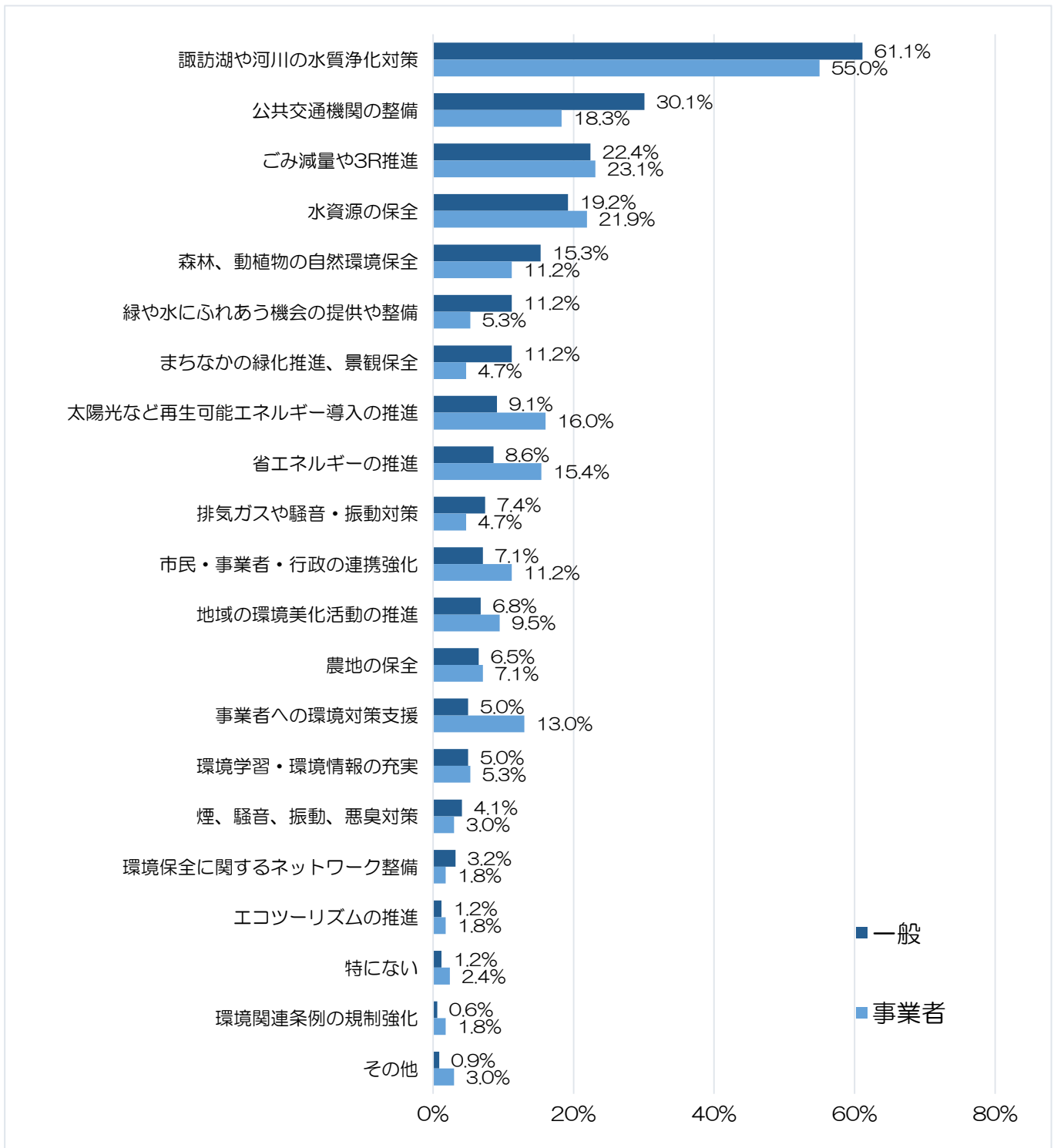
特に関心のある地球規模の環境問題



(2) 岡谷市への環境課題への取組の要望

優先的に取り組むべきこととして、「諏訪湖や河川の水質浄化対策」「公共交通機関の整備」「ごみ減量や3R*推進」「水資源の保全」などが望まれています。特に「諏訪湖や河川の水質浄化対策」は圧倒的に多く、また前回アンケート時に比べて「公共交通機関の整備」は回答の割合が大幅に伸びています。

環境を良くするために岡谷市が優先的に取り組むべきこと

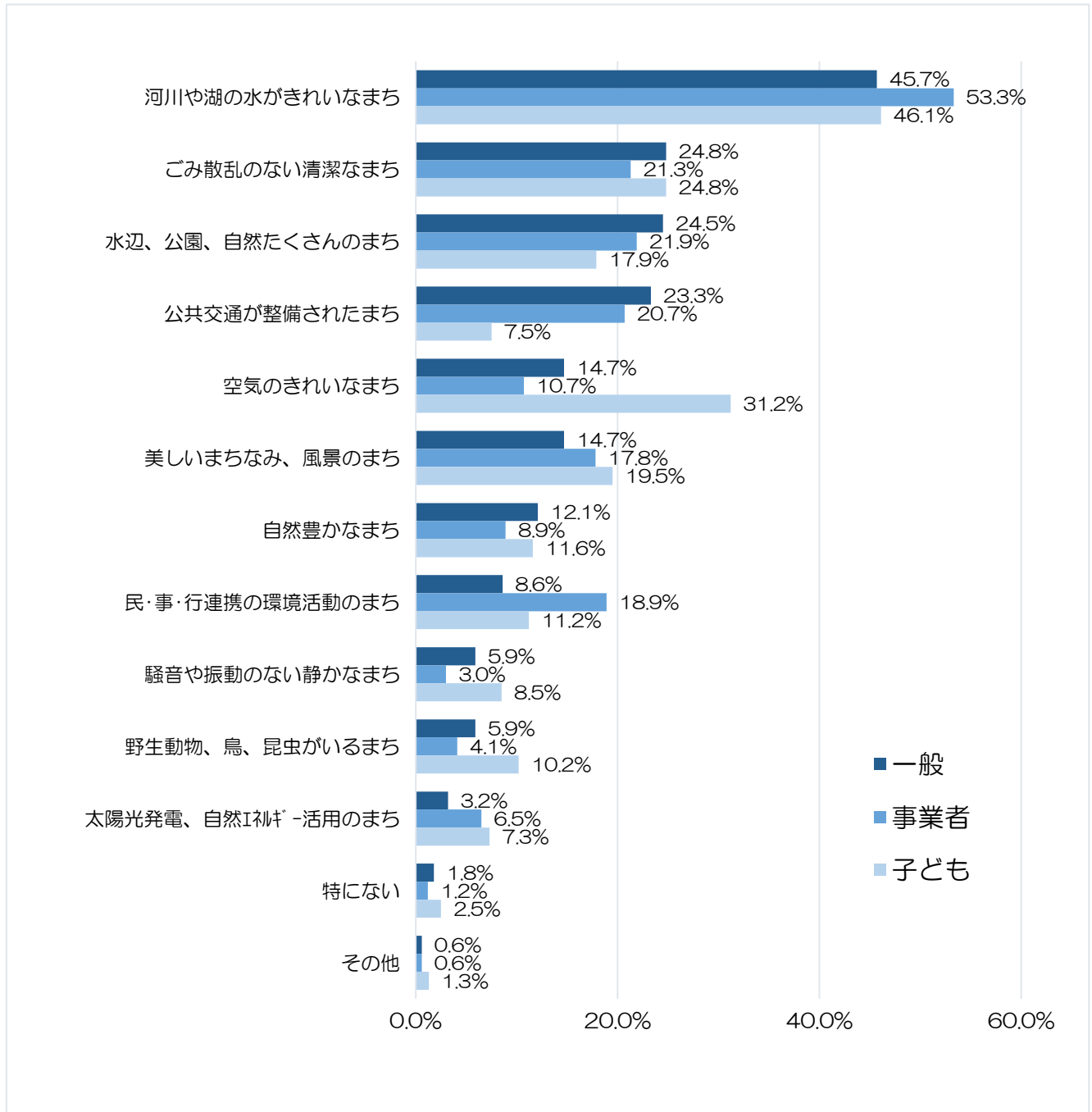


(3) 岡谷市の将来の環境について

「河川や湖のきれいなまち」を望む声が多く、次いで「ごみの散乱のない清潔なまち」「水辺や公園など自然とふれあえるまち」「公共交通機関の整備されたまち」などが望まれています。

前回アンケート時とほぼ同様の結果ですが、「岡谷が優先的に取り組むべきこと」の質問と同様に、「公共交通機関が整備されたまち」の項目が大幅に伸びています。また、子どもは空気のきれいなまちを望む割合が多いです。

将来の岡谷市がどのようなまちになることを望むか

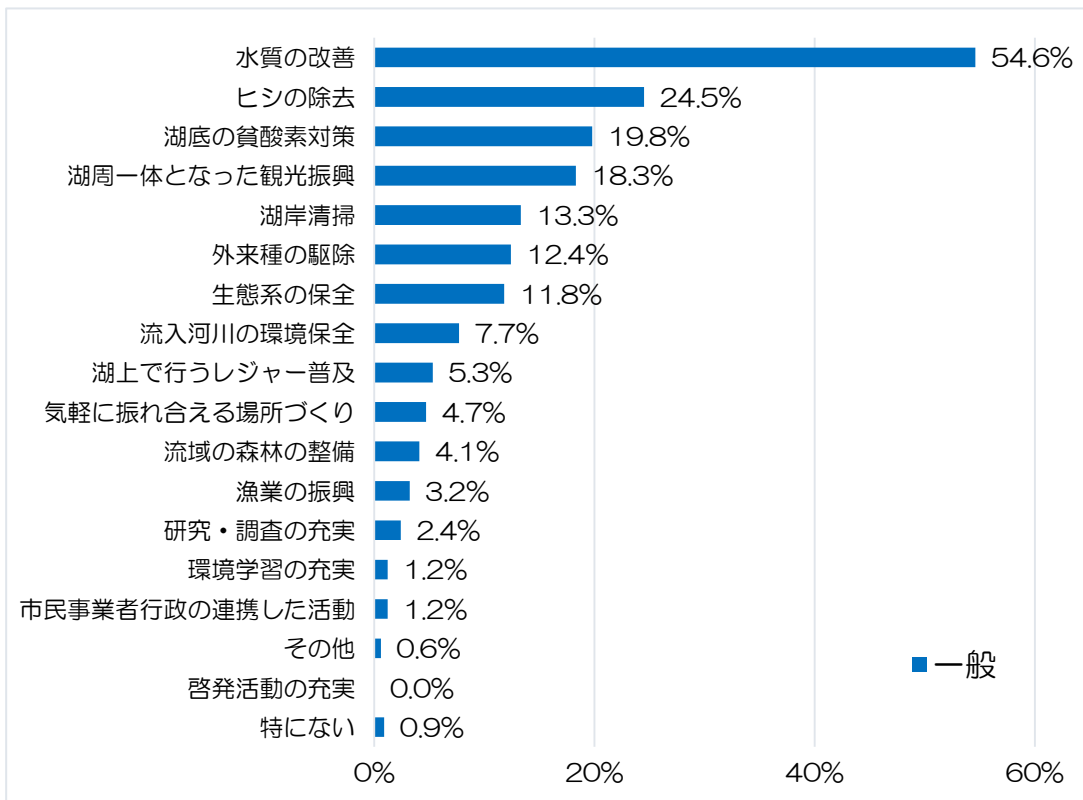


(4) 諏訪湖について

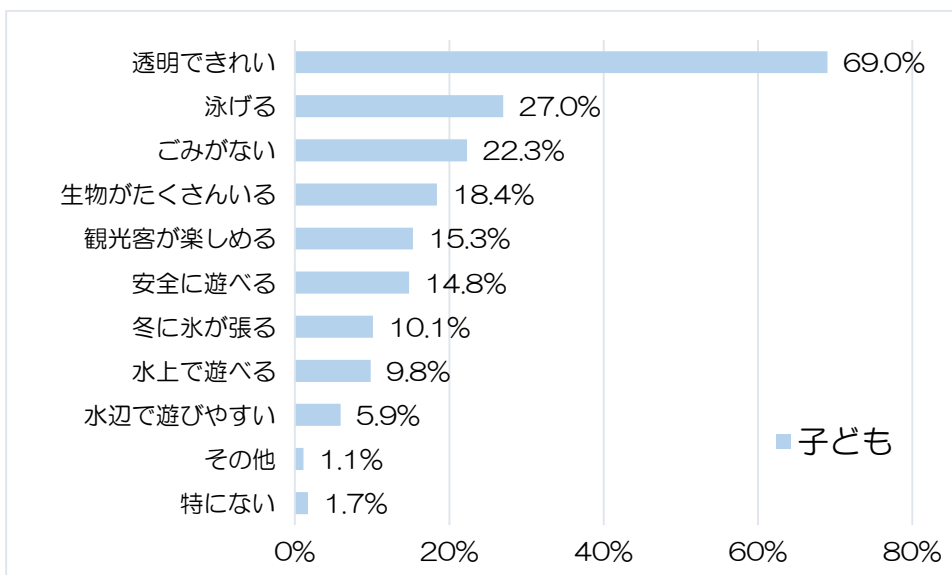
諏訪湖の環境保全・利活用について必要だと思うことは、「水質の改善」がもっとも多く、「ヒシの除去」「湖底の貧酸素*対策」「湖周一体となった観光振興」などにも多くの回答がありました。

また、将来どのような諏訪湖になってほしいかという質問に対しては「透明できれい」という回答が多く、次いで「泳げる」「ごみがない」という項目となり、諏訪湖の水質や環境の改善を求めている市民が多いことが伺えます。

諏訪湖の環境保全・利活用についてどのようなことが必要か



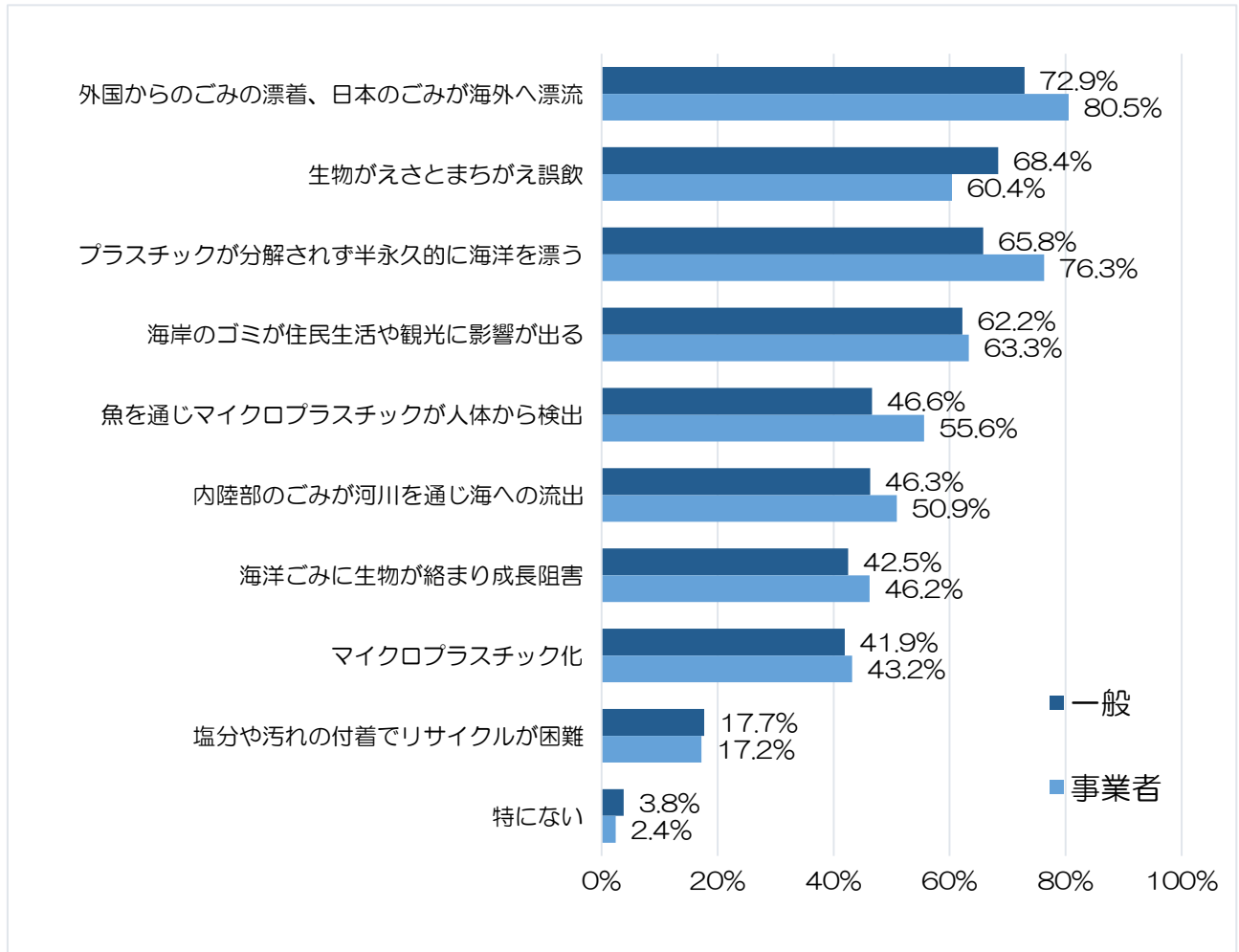
将来どのような諏訪湖になってほしいか



(5) 海洋ごみ*問題について

海洋ごみに対する意識調査では、内陸部である本市においても高い関心が伺えます。海洋ごみ問題に対する意識が浸透していると言えます。また、全体的には一般より事業者のほうが関心の高い傾向となり、より高い当事者意識を持っていることが伺えます。

海洋ごみの問題について知っていること



(6) まとめ

アンケート調査全体を通じ、諏訪湖や河川の水質浄化に対する要望、将来の姿として河川や湖のきれいなまちを望む声の多さなどから、多くの市民が諏訪湖や河川を身近に感じ、環境の改善を望んでいると思われます。このため、諏訪湖の水質浄化や環境改善のための施策が必要となります。

また、近年問題となっている海洋ごみ*問題について、内陸部である本市においても比較的高い関心が高い傾向にあります。国際的に対策が必要となっている問題であり、本市でも海洋ごみ削減のための施策が必要となります。

ポイ捨てや不法投棄に関する意見、要望も多く、マナーやモラル向上のための施策などが必要となります。特に、子どもから通学路などでのごみやタバコのポイ捨てに対する不満の声は多く、子どもだけでなく、大人に対する環境保全意識の向上も重要です。

第2章 めざす環境の姿と基本目標

1. 将来のまちの姿

良好な環境の将来にわたっての継承と、地球環境の保全や人と自然との共生に向けて、本市が進める環境保全活動の目標を全市民が共通認識するために、将来の望ましい環境像を明確にします。

第5次岡谷市総合計画 基本目標

「安全・安心で、自然環境と共生するまち」



第5次岡谷市総合計画の基本目標を受けて、次のように《望ましい環境像》を掲げます。

《望ましい環境像》

「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」

あふれる緑と清らかな水は、生物を育み大気をも浄化する機能を持ち、望ましい環境のシンボルとして不変的な要素であるとともに、将来の世代に引き継いでいかなければならない貴重な環境資源であると考えます。

なお、これは、『岡谷市環境基本計画』（第1次平成17(2005)年度～第3次令和元(2019)年度）の望ましい環境像と同一内容であります。環境保全活動は継続的改善（推進）の考え方の基本によるものであり、環境保全活動が一層定着するよう継続スローガンとします。



2. 基本目標

望ましい環境像「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」を実現するために『第5次岡谷市総合計画』、および『第3次岡谷市環境基本計画』の環境保全施策の指標の結果や、市民アンケートの内容を基に基本目標を設定します。この基本目標では具体的な取組を定め、これらの目標を市民、事業者および行政の共通のものとして環境保全を推進します。また、指標を設定し、本市の環境の目標と方向性、状況をわかりやすく示します。

基本目標 1 かけがえのない地球環境を守るまち 《地球環境の保全》

地球温暖化*や海洋ごみ*問題など、地球環境問題*は進行の度合いを深めています。市民、事業者、行政が連携し、エネルギーや資源の有効活用などの施策を通じて地球環境の保全を図ります。

基本目標 2 豊かな自然とふれあえるまち 《自然環境の保全》

周囲を山地、諏訪湖に囲まれた豊かな自然環境を、将来にわたって守り、引き継いでいくためにその保全を図ります。

基本目標 3 安全で安心なすがすがしいまち 《生活環境の保全》

公害*や健康被害のない安全で安心な生活環境を維持するため、公害防止策の実施や周知などの施策を展開します。

基本目標 4 ものを大切にするまち 《循環型社会*の構築》

限りある資源を大切に有効に利用し、同時にごみの発生抑制と再使用および再資源化を推進するための方策に取り組み、循環型社会*の構築を推進します。

基本目標 5 美しさと潤いのあるまち 《快適環境の形成》

住み心地のよい、美しく潤いのある快適な生活環境づくりのため、優れた景観の保全、創出、緑化、美化の推進などの方策に取り組みます。

基本目標 6 みんなが環境保全に参加するまち 《参加と協働》

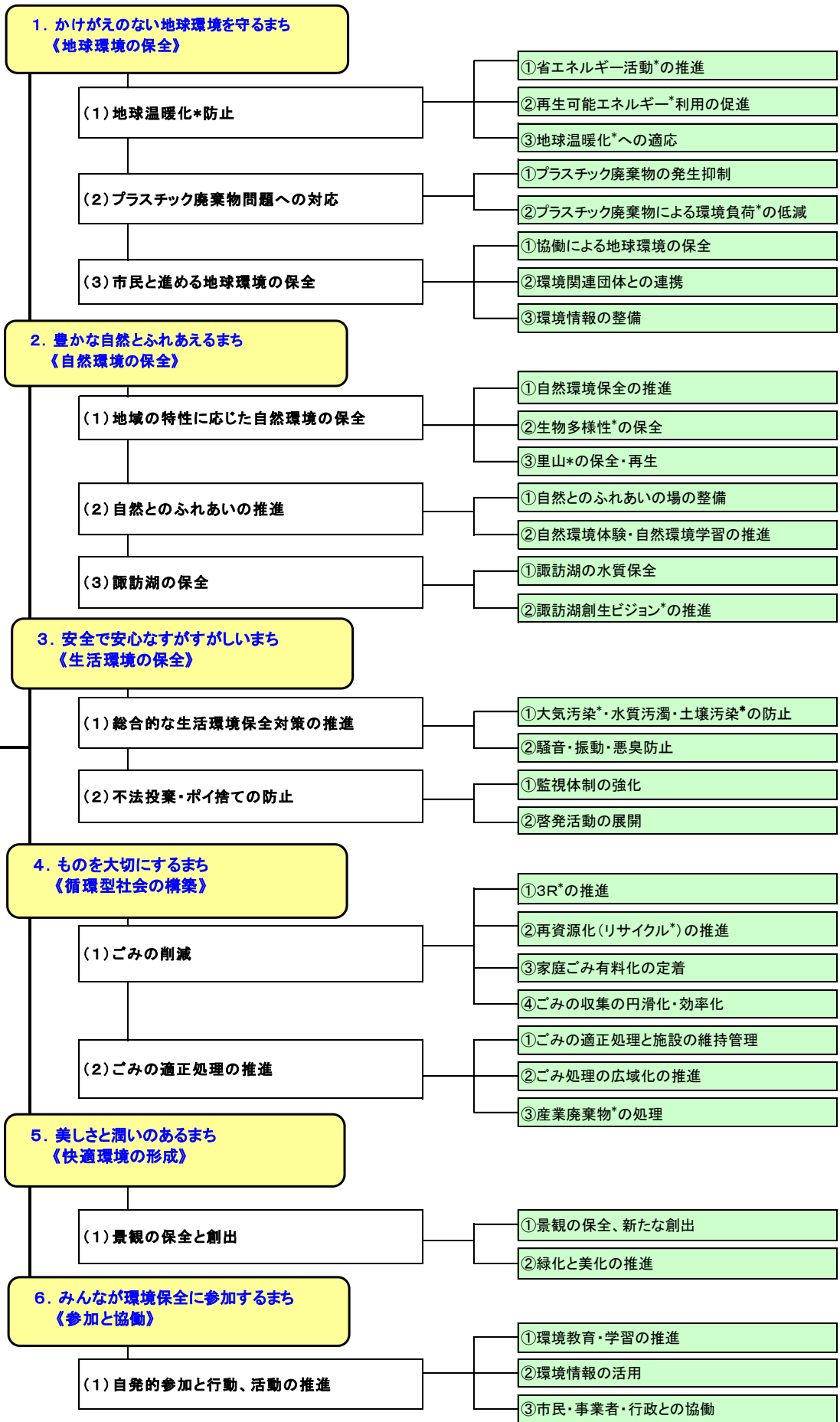
環境保全のためには、地球環境のことを考え、身近な生活や社会から循環型社会*を定着させるなどの幅広い活動が必要です。市民、事業者、行政が一体となって第4次岡谷市環境基本計画を推進していきます。



基本目標と施策の体系

望ましい環境像

あふれる緑と清らかな水につつまれたまち



第3章 基本目標に対する施策の展開

基本目標1. かけがえのない地球環境を守るまち 《地球環境の保全》



地球温暖化*やオゾン層*破壊などの地球環境問題*はいまだ進行しており、気候変動に伴って、局地的大雨が発生するなど、日常への影響も大きくなっています。平成 27（2015）年国連において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、人間活動に伴って引き起こされる諸問題の解決のため、国際社会が協働で取り組んでいます。そのために「持続可能な開発目標（SDGs*）」において、環境、社会、経済の3つの側面の総合的向上を目指しています。

『気候変動に関する国際連合枠組条約』では、温室効果ガス*の大気中濃度を自然の生態系*や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させることを目標に掲げています。現在では、「京都議定書*」に変わる新たな枠組みである「パリ協定*」が合意され、更なる温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

長野県においても、令和元（2019）年6月に軽井沢で行われたエネルギー・環境関係閣僚会合を契機に、「地域循環共生圏*」の構築や、そのための支援を政府に求めていくことなどを盛り込んだ「持続可能な社会づくりのための長野宣言*」がされ、本市を含む県内の市町村だけでなく、国内外の自治体が賛同しました。こうした状況の中、エネルギーの効率利用の推進など、市民、事業者、行政が連携して温室効果ガスの排出削減に取り組み、脱炭素社会*を目指します。

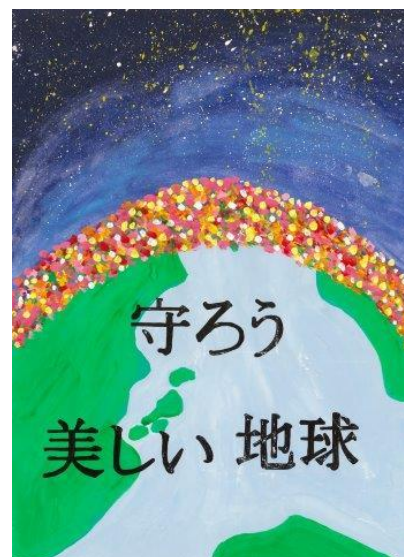
現状と課題

（1）地球規模での温暖化の進行

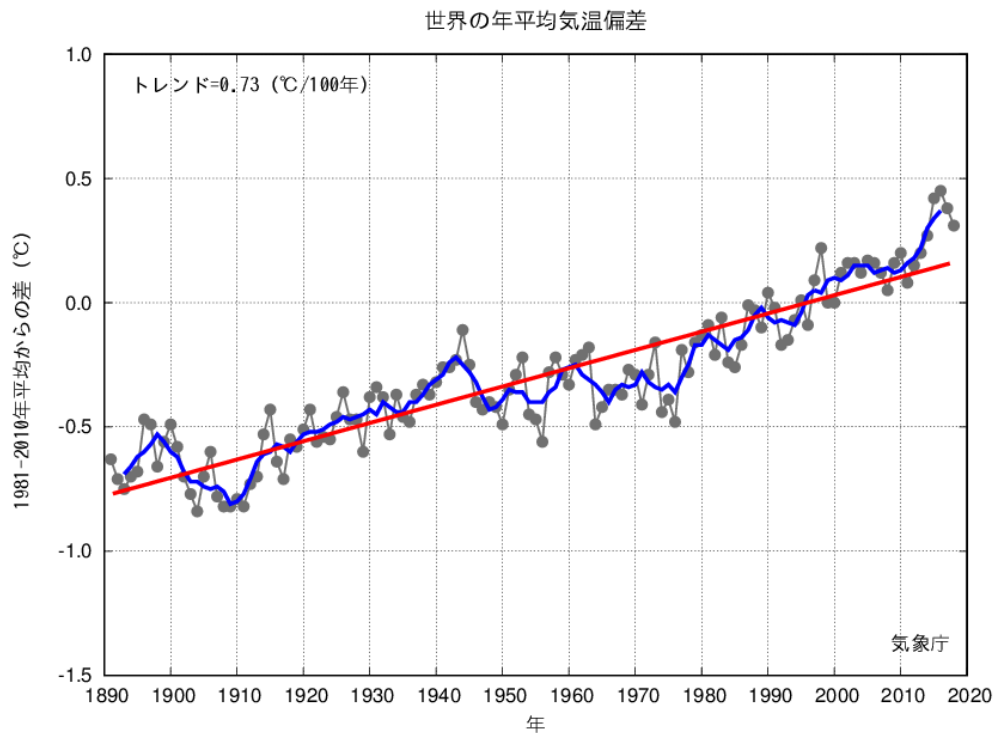
世界各地で超大型台風、局地的大雨、干ばつ、洪水などによる甚大な災害が発生しています。このような異常気象は、地球温暖化*が原因ではないかと言われていています。

世界の年平均気温は、長期的には 100 年あたり約 0.73℃の割合で上昇しており、特に 1990 年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

すべての社会生活で発生する二酸化炭素や、製造分野の事業者が使用する代替フロン*などの温室効果ガス*による地球温暖化*問題は、気温上昇による異常気象や生態系*の変化など、人類の生存基盤にも影響を与えない現状です。



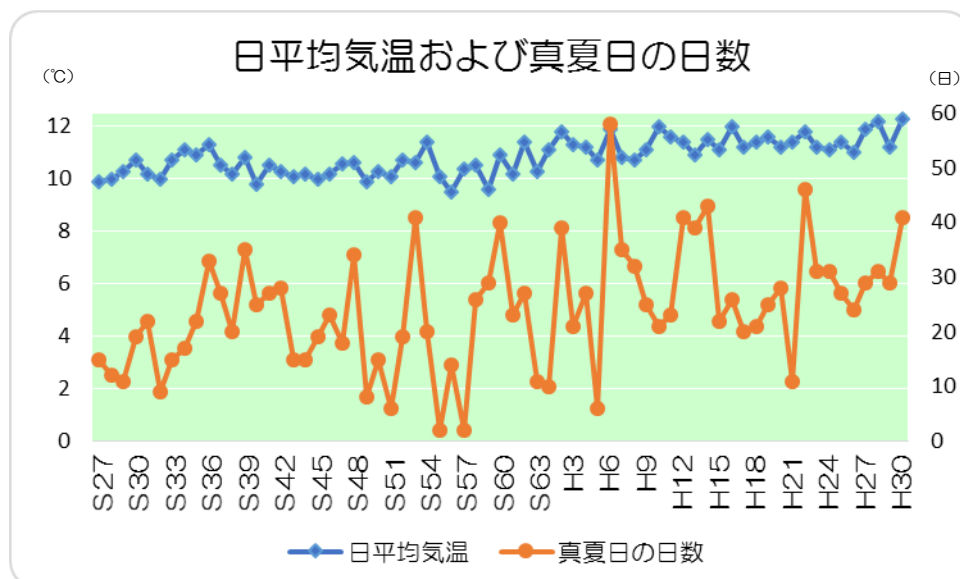
令和元年度環境保全に関する
ポスター及び標語コンクール
小学校・高学年の部入選
長地小学校 6 年
岡部 蓮 さん 作品



出典：気象庁ホームページ「世界の年平均気温」（1891～2108年）

(2) 生活圏域における温暖化傾向

データの把握が可能な諏訪測候所（諏訪市湖岸通り）の記録でも、50年間で0.95°C/年の平均気温上昇、5.1日/年の真夏日の増加となっており、温暖化対策は重要課題として取り組む必要があります。



気象観測データ（諏訪測候所）

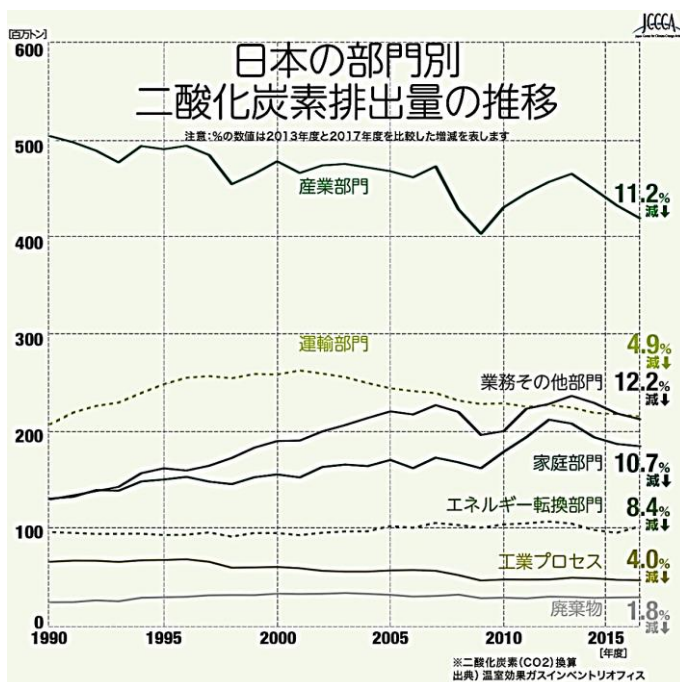
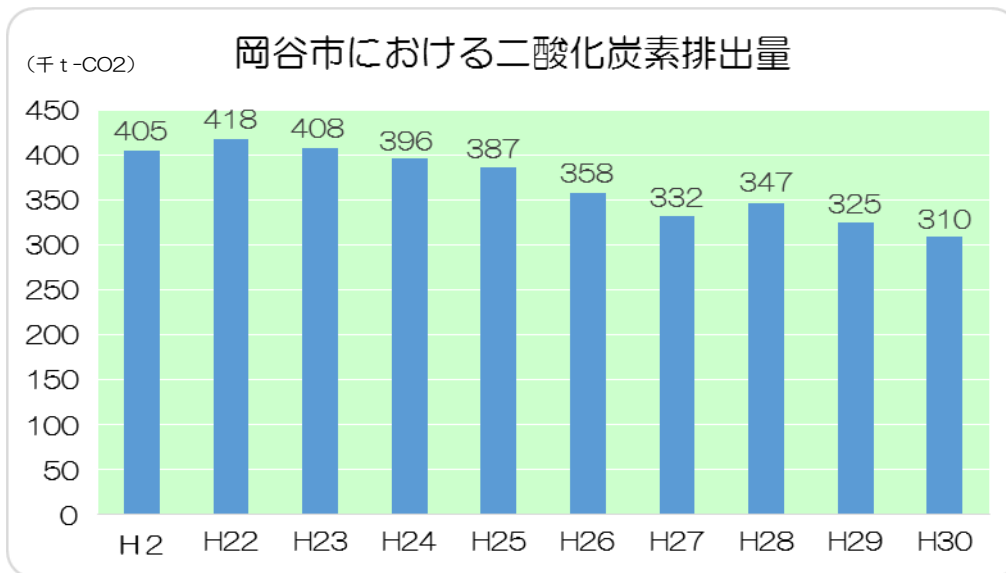
出典：気象庁ホームページ

(3) 脱炭素社会*への転換

地球環境を守るためにも、低炭素社会*から一歩進んだ脱炭素社会への転換が強く求められています。

東日本大震災による福島第一原発事故を契機として生じた電力供給不足により、省エネルギー*意識が高まり、二酸化炭素排出量が減少に転じています。しかしながら、二酸化炭素の排出量は依然として高い水準にあることは変わりなく、更なる省エネルギーの推進や再生可能エネルギー*の導入が必要となっています。

本市における平成2（1990）年度と平成22（2010）年度から平成30（2018）年度までの年間二酸化炭素（CO₂）排出量を以下のグラフに示します。近年では、東日本大震災後、復興による経済活動に伴い一時上昇しましたが、その後減少に転じ現在も減少が続いています。しかしながら、近年の猛暑による冷房の需要の高まりなどもあり、今後の状況を注視する必要があります。



出典：岡谷市市民環境課

(環境省簡易マニュアルによる算定)

出典：温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センター
ホームページ (<http://www.jccca.org/>)

① 家庭における二酸化炭素排出量の増加

近年、家庭部門からの二酸化炭素の排出量は平成 2（1990）年比で増加傾向をたどっていましたが、平成 24（2012）年をピークに減少に転じました。しかし、平成 2（1990）年と比べると排出量は多く、自家用車、家電製品の普及、冷暖房使用の高まりなどが要因として考えられます。更なる温室効果ガス*削減のための啓発と行動、エネルギーの効率利用を推進していくことが求められています。

② 業務その他（商業、サービス業、事務所など）部門の二酸化炭素排出量の増加

平成 24（2012）年に比べると減少しているものの、依然として高い水準のままです。全国的にコンビニエンスストアなどの終夜営業の増加、また工業部門に比較してオフィス部門の二酸化炭素排出量が増加しており、本市においても削減のための取組が必要です。

③ 運輸部門の取組

運輸部門も平成 24（2012）年に比べるとわずかながら減少しているものの、二酸化炭素排出量は高いままです。運輸事業者においては、省エネルギー*の観点からもアイドリングストップ*や、エコドライブ*が推進されていますが、これらを一層推進して定着させ、自動車などはハイブリッドカー*や電気自動車*など燃費効率の良いものに代替していくことが効果的です。

④ 工業の振興と環境問題の対応

本市では、設計、開発から部品加工、表面処理、組立て、および治工具など多種の工業が集積しています。市場競争力を高め経営体質を強化するためにも、工法改善や新技術を採用することにより、エネルギーを効率的に使用して二酸化炭素排出量を抑制し、事業活動と環境保全を両立させていくことが必要です。

（4）プラスチック廃棄物問題

現在、私たちの生活にはプラスチック製品が数多く存在していますが、多くは使い捨てのものです。これまで、プラスチック廃棄物の多くは海外で処分されてきましたが、平成 30（2018）年の中国ショック*を契機として、これまで海外に依存していたプラスチック廃棄物の処分のあり方が注目されています。国、県などの動きを注視し、プラスチック廃棄物の処理について、検討を行う必要があります。

また、不法投棄などにより海洋に流出したプラスチック廃棄物が、生態系に多大な影響を与える海洋ごみ*問題が大きく取り上げられています。さらに、これらが微小化したプラスチックであるマイクロプラスチック*が、人体からも発見されるなど大きな問題となっています。

これらのごみの約 7 割は、内陸部から流出しているといわれており、本市でもプラスチック廃棄物問題について検討していく必要があります。



施策と取組

(1) 地球温暖化*の防止

① 省エネルギー*活動の推進

- 生活様式の工夫や、省エネルギー型製品の利用などの啓発に努めます。
- エネルギー需要が高まる夏期および冬期を中心に、需要の時間帯が過度に集中しないよう、エネルギーを利用する行動の時間帯をずらす「ピークシフト」を促すとともに、エネルギー効率の良い機器や電気以外のエネルギー源（例えば、熱利用の冷暖房、給湯、煮炊きなど）へ切り替える「エネルギーチェンジ」を促進します。
- 家庭から排出される二酸化炭素の量が計算できる、「環境家計簿*」の普及を図ります。
- 地球温暖化防止やヒートアイランド現象*解消のために手軽にできる緑のカーテン*事業や、一斉気温測定*事業を推奨、支援します。
- 燃費が向上するエコドライブ*の方法を周知し、実践を働きかけます。
- 公共交通機関の利便性を向上させ、利用促進を呼びかけます。
- 近距離では、徒歩や自転車を利用した移動を呼びかけます。
- 事業者に対して、自家用車を使わないで公共交通機関などを利用して通勤する日として、「ノーマイカー通勤デー*」の設定と実施を要請します。
- ハイブリッドカー*などの低燃費車や電気自動車*など、低公害車（通称エコカー）への転換、普及のための啓発を行います。
- 省エネルギーの推進、エネルギーの効率的利用を呼びかけます。
- 「クリーンエネルギー研究会*」など工業事業者の研究会と連携し、市内の企業の技術を融合させるなどの施策により、技術革新による省エネルギーを推進します。
- 「地球環境に配慮したものづくり」の輪を広げ、発展させるための支援をします。
- 必要以上の屋外照明や過剰照明の自粛を促進します。

② 再生可能エネルギー*利用の促進

- 再生可能エネルギーの普及啓発を図り、導入に向けた取組を支援します。
- 再生可能エネルギーの公共施設への導入を図ります。
- 再生可能エネルギーの有効利用の推進を図ります。
- 風力発電、中小規模の河川における中小規模水力発電の研究を進めます。
- 再生可能エネルギー設備については、「岡谷市再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン*」に基づき、周辺住民の生活環境に配慮した設置を求めます。

③ 地球温暖化*への適応

- 地球温暖化の影響や適応策に関連する情報の収集と提供に努めます。
- 水資源、防災、食料、自然生態系、保健衛生などの各分野と協働し、適応策に関する認識の向上を図ります。
- 「森林経営計画*」など補助、支援をうけられる制度を活用しながら、育林や間伐など里山*、森林の適正管理を行うことで、二酸化炭素吸収量の増加に努めます。

(2) プラスチック廃棄物問題への対応

① プラスチック廃棄物の発生抑制

- ・ マイバッグ、マイボトルの使用や、プラスチックに代わる素材の使用などの普及啓発を図ります。
- ・ 3R*を推進し、資源のリサイクル*や繰り返し利用できる製品の使用などについて、普及啓発を図ります。

② プラスチック廃棄物による環境負荷*の低減

- ・ プラスチック廃棄物が河川や海洋に流出することの影響を周知し、ポイ捨てなどを防止します。
- ・ 地域の清掃活動により、河川などへ流出したごみの回収に努めます。

③ 国・県などとの連携

- ・ 「信州プラスチックスマート運動*」への協力など、国や県、周辺市町村などの取組とも連携することにより、プラスチック廃棄物問題に取り組みます。



第 50 回岡谷市統計グラフコンクール 入選
 第 67 回長野県統計グラフコンクール 佳作

「プラスチックごみを減らすためにできることは？」

神明小学校 5 年
 信澤 京介 さん 作品

令和元年度環境に関する
 ポスター及び標語コンクール
 小学校・高学年の部入選

長地小学校 6 年
 八幡 碧 さん 作品

(3) 市民と進める地球環境の保全

① 協働による地球環境の保全

- ・ 緑のカーテン*事業など、市民が参加して活動する施策を推進します。
- ・ 育林や間伐など、山林の整備による二酸化炭素吸収量の増加に向けた啓発に努めます。

② 環境関連団体との連携

- ・ 「環境市民会議おかや」などの市民団体、各種団体との連携を図ります。
- ・ 環境保全に関する講演会やイベントを開催します。

③ 環境情報の整備

- ・ 環境関連情報の収集とその体系的な整備を図り、広報活動を充実します。
- ・ 広報やホームページに各種環境関連情報を掲載し、情報の共有化とともに行動や実践に役立てます。



目標指標・数値

《指標名》

(1) 二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量 (kg-CO₂) =

燃料使用量 (各单位) × 二酸化炭素排出係数* (各係数)

岡谷市における二酸化炭素排出量。直近実績は平成 30 (2018) 年度に環境省より公表された平成 28 (2016) 年度実績。

温室効果ガス*である二酸化炭素の削減により地球温暖化*を防止する。

(2) 環境配慮に関連した制度資金のあっせん件数 (累計値)

環境に配慮した再生可能エネルギー*を導入するために必要な施設、設備の設置および研究開発への支援を行う。

(3) 育林 (間伐など) による二酸化炭素吸収量

二酸化炭素吸収量 (t-CO₂) = 間伐面積 (ha) × 4

育林面積や植林を二酸化炭素吸収量として把握する。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成 30 (2018) 年度	令和 6 (2024) 年度
(1) 二酸化炭素排出量	361 千 t-CO ₂	304 千 t-CO ₂
(2) 環境配慮に関連した制度資金のあっせん件数	18 企業	45 企業
(3) 育林 (間伐など) によるCO ₂ 吸収量	268 t-CO ₂	520 t-CO ₂



目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

エネルギー問題への意識の向上

- ・ 家族で地球温暖化*問題やエネルギーについて話題にして、意識を高めましょう。
- ・ 環境家計簿*などを活用し、エネルギー消費量を把握して家族でその節減に努めましょう。

省エネルギー*型住宅への転換

- ・ 住宅を新築または改築する際は、高断熱に配慮した構造とし、また、省エネ設備や再生可能エネルギー*導入を検討しましょう。

(省エネ設備の具体例：ヒートポンプ方式、家庭用の燃料電池*など)

省エネルギー*型の製品を選択

- ・ 家電製品の買い替えの際は、省エネラベルなどのある商品で、消費電力や待機電力の低い製品を選択しましょう。

省エネラベリング制度：

省エネ基準達成商品：緑色地に白文字

省エネ基準未達成商品：白色地に橙色文字



国際エネルギースタープログラム：

パソコンなどOA機器の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークで、国際的な制度。



- ・ 照明はLED照明*などの低電力型に順次更新していきましょう。
- ・ 自家用車を買う際は、ハイブリッドカー*や電気自動車*など、低燃費車、低公害車(通称エコカー)を検討しましょう。

家庭での省エネルギー*を心がけた生活の実践

- ・ すだれや日よけなどを設置して、室内の気温上昇を防ぎましょう。また、「緑のカーテン*」は気温上昇を防ぐだけでなく、目で楽しめるといった効果もあります。
- ・ 冷暖房は控えめにし、クールビズ*、ウォームビズ*に取り組みましょう。
- ・ 冷蔵庫は冷やし過ぎないように設定温度を適正にし、ものを詰め込み過ぎないようにしましょう。



(緑のカーテン)

- フードマイレージ*の考え方を尊重し、地元産の野菜などを消費（地産地消）しましょう。
- 照明やテレビなど、家電製品は不要時には消しましょう。使わないときは電源プラグを抜くか、スイッチ付のコンセントにしましょう。
- エネルギーを利用する行動の時間帯をずらす「ピークシフト」や、エネルギー効率の良い機器などへ切り替える「エネルギーチェンジ」を促進しましょう。
- 給湯器類の湯温は、必要最低限の設定にしましょう。
- 健康維持、増進のためにも近隣への外出は、徒歩や自転車の利用を心がけましょう。
- できるだけ公共交通機関を利用し、自家用車の運転に際しては、アイドリングストップ*やエコドライブ*を心がけましょう。

再生可能エネルギー*利用機器の導入、促進

- 太陽光、太陽熱、地中熱、排熱（空気、水）など再生可能エネルギーを利用し、二酸化炭素の排出を抑制しましょう。太陽光発電設備、ヒートポンプ、温水装置などの導入、また、蓄電池などを利用し、発電した電気を効率的に活用しましょう。
- バイオマス*を活用しましょう。

里山*の整備

- 育林や間伐などにより里山や山林を整備し、二酸化炭素吸収量の増加を図りましょう。

《事業者のみなさんは》

エネルギー問題への意識の向上

- 地球温暖化*問題やエネルギーについて意識の向上を図りましょう。

省エネルギー*化の仕組みの構築と事業所運営の実践

- 事業所内の省エネルギー化のためのマニュアル（ルール）などを策定し、また、実施状況を確認するため、省エネの自己診断方法を確立して実施しましょう。
- 直射日光を緩和し、冷房効率向上のため「緑のカーテン*」を育てましょう。
- ノーマイカー通勤デー*を設定し、二酸化炭素排出削減のための行動を実践しましょう。
- 自動車の運転に際しては、アイドリングストップ*やエコドライブ*に心がけましょう。
- 事業所内LAN*などによりペーパーレスの仕組みを作り、プリント、コピーを減らしましょう。
- クールビズ*、ウォームビズ*を展開し、管理温度を夏期 28℃、冬期 20℃を推進しましょう。
- 照度は適正にし、通路などの場所は不要時には消灯しましょう。機器類は不要時には電源 OFF、または電源プラグをコンセントから抜きましょう。
- エネルギーを利用する行動の時間帯をずらす「ピークシフト」や、エネルギー効率の良い機器などへ切り替える「エネルギーチェンジ」を促進しましょう。

事業所のエネルギー削減の目標展開

- 事業所の省エネルギー*目標を設定し、全員参加で目標を達成しましょう。そのためには、ISO14000 シリーズ*、エコアクション 21*などの環境マネジメントシステム*などを活用し、継続的改善のサイクルを回すことが、活動をスパイラルアップ*する方法として効果的です。

建屋の高断熱化、設備、車両類の省エネルギー化

- ・ 省エネルギー仕様（高断熱）の建屋、高効率な空調機器を導入しましょう。
- ・ 自動車、建設機械、農業機械は、省エネルギー型を選択、導入しましょう。
- ・ 設備機器類および生産用設備は、省エネルギー型を採用しましょう。

開発、製造する製品（商品）の省エネルギー化

- ・ 製品の開発段階で、消費電力量や燃料消費量が最少となるよう設計しましょう。

工業事業者の工法改善や技術革新による省エネルギー化

- ・ 脱炭素社会への対応として、環境負荷削減の視点による経営が企業競争力の向上にもつながることを認識しましょう。
- ・ リデュース*（Reduce）の考え方が電気などのエネルギー消費を最少にします。
例示：加工、処理時間の短縮。
- ・ 加工や組み立てなどにおいて、動力源の過剰な定格を確保することは避けましょう。
例示：専用機などにおける過剰出力のモータ使用。
- ・ 工法改善や新技術を導入し、環境対応型加工（通称：エコマシニング）による抜本的な省エネルギー化を実現しましょう。 例示：クーラント用動力電力を削減するドライ加工やMQL加工*、工程の短縮、新工法の導入など。
- ・ 製造プロセスにおいて、部品洗浄などに使用する温室効果ガス*排出係数が高い代替フロン*は、環境負荷*の少ない物質に変更しましょう。

太陽光などの再生可能エネルギー*の導入、または低炭素エネルギーの使用

- ・ 太陽光、太陽熱、地中熱、バイオマス*熱、排熱（空気、水）などの再生可能エネルギー*を利用し、二酸化炭素の排出を抑制しましょう。（太陽光発電設備、ヒートポンプ、温水装置などの導入）
- ・ 二酸化炭素排出量の少ないエネルギー（都市ガスなど）を使用しましょう。

二酸化炭素排出量（kg-CO₂）＝

燃料使用量（各単位）× 二酸化炭素排出係数*（各係数）

- ・ 大規模な太陽光パネルを設置する際は、「岡谷市再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン*」を遵守し、周辺の環境や住民生活に影響を与えないようにしましょう。

外灯および看板照明の自粛、営業時間の工夫

- ・ 外灯や看板の照明は適度な明るさにとどめましょう。
- ・ 事業所構内の外灯で、深夜に不要なものはタイマーなどで消灯しましょう。
- ・ 終夜営業は、社会性、地域性、利用度などを考慮して、柔軟に判断しましょう。
- ・ 周辺の住民生活に影響を与えないよう注意しましょう。





周囲を山地、丘陵と諏訪湖に囲まれた本市は、豊かな自然環境に恵まれ、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えています。特に諏訪湖は、自然環境の象徴的な存在であり、平成 30(2018)年に長野県が諏訪湖創生ビジョン*を策定するなど、環境保全とともに利活用を考えていかなければなりません。

長野県や周辺市町村とともに、自然環境の保全を図り、豊かな自然を貴重な財産として将来に適切に引き継いでいきます。

現状と課題

(1) 水資源の保全

水資源やこれを涵養^{かんよう}*する水源林は、将来にわたる貴重な財産です。本市においては、生活に欠かすことのできない上水道の水源として地下水に多くを依存していますが、近年、県内においては森林などの水源の涵養機能^{かんよう}の低下や、森林買収などによる水源への影響が懸念されています。

このため、水資源の現状把握を通じて、地下水の保全（涵養^{かんよう}）や健全な水循環に配慮していくことは重要な課題となっています。

(2) 生物多様性*の保全

身近な自然の里山*や湖沼、河川などで、アレチウリやオオキンケイギク、ブラックバスなどの特定外来生物*が繁殖しています。また、最近では松くい虫による山林への被害や、カワアイサなどによる魚食の被害も懸念されています。この他にもニホンジカなど特定の個体数が多くなりすぎると生態系*にも影響を与えるなど、生物多様性が失われる恐れがあります。

このため、里山や湖沼、河川の整備など身近な自然を再生し、生物や自然に親しむ場の確保を進めるとともに在来生物の保護が必要となっています。

(3) 里山*の保全・再生

本市は、平成 18(2006)年 7 月豪雨災害による甚大な被害を受けました。

里山などの整備は、水を蓄え、生物を育むと同時に、水害や土砂災害を防ぐことにつながります。里山の保全・再生に向けた諸施策が重要です。

恵まれた自然環境を維持し、自然環境と調和しながら防災・減災の施策を継続的に実施していくことが求められています。



(4) 自然とのふれあい

自然への関心や理解を深め、自然とのふれあいの場や学ぶ機会を提供することによって、自然に配慮する行動をとることができる人材の育成を行い、環境教育や自然と共生するまちづくりを進めていくことが必要です。

(5) 諏訪湖の保全

近年諏訪湖では、アオコの発生は減少傾向にあるものの、貧酸素*やヒシの大量繁殖など新たな問題が生じています。諏訪湖の現状に合った対応が必要です。

長野県が平成 30（2018）年に策定した「諏訪湖創生ビジョン*」の趣旨に沿い、本市においても、県や周辺市町村などと協力し、諏訪湖の保全に取り組むことが必要です。



施策と取組

(1) 地域の特性に応じた自然環境の保全

① 自然環境保全の推進

- 地下水保全の重要性について啓発活動を行います。
- 雨水などの有効活用の啓発に努めるとともに、雨水貯留浸透施設の設置を推進します。
- 保水力を維持するため、森林や農地などを適切に維持管理するよう働きかけます。
- 地下水の涵養*のため、道路や駐車場の雨水地下浸透対策を推進します。
- 地下水は限りある資源であるとの認識の下、水資源の把握、新たな井戸の掘削状況の把握や、地下水の水質の監視に努めます。
- 水の利用に当たっては、濁水、洪水、水質汚濁、生態系*への影響などの問題が生じないように配慮し、健全な水循環が維持されるよう努めます。
- 土地開発事業などにあたり、自然環境が破壊されないよう監視します。

② 生物多様性*の保全

- 諏訪湖や河川など、良好な水辺環境を維持し、水生生物を保護します。
- 現在の生態系*や農林水産業に悪影響を及ぼす恐れのあるアシチウリやオオキンケイギク、ブラックバスなどの特定外来生物*を、「入れない、捨てない、拡げない」ことを基本とする啓発を行い、在来生物の保護を図ります。
- ニホンジカなどの個体数調整、松くい虫対策や魚食性鳥獣対策により、生態系のバランスをとるよう努めます。

③ 里山*の保全・再生

- 水源、地下水の涵養*機能向上のため、山林を保全します。
- 治山、治水のための造林、育林および間伐などを推進、支援します。
- 災害関連の催しや植樹など、山林の活用に関する行事への参加を呼びかけます。
- 農地が遊休荒廃化しないよう監視し、農地の貸借や農地再生を支援します。
- 「水源の森百選*」に選定されている横川山の健全な森林を育成します。
- 生物の移動の緩衝帯になるなど、生態系*を支える里山の保全を図ります。

(2) 自然とのふれあいの推進

① 自然とのふれあいの場の整備

- ・ ビオトープ*や親水エリア*など、身近な自然の保護と再生に努めます。
- ・ 自然景観を保全するため、眺望ポイントの保存および周辺の山々の自然植生の保護などを行います。
- ・ 「残したい“日本の音風景 100 選” *」に選ばれている「塩嶺の小鳥のさえずり*」の自然を保護します。
- ・ 公園、緑地、街路樹、水辺などの整備作業を計画し、参加を呼びかけます。
- ・ 水辺に親しみながらサイクリングを楽しめる場として、諏訪湖周にサイクリングロードを整備します。

② 自然環境体験・自然環境学習の推進

- ・ 環境に関する講座、教室などの充実を図り、学習の場を提供します。
- ・ 出前講座などにより自然環境保全の普及啓発を行います。
- ・ 地域や各種団体などと連携し、環境保全の大切さについて意識向上を図ります。
- ・ こどもエコクラブ*、環境セミナーなどの自然体験、自然学習の機会創出を行います。
- ・ 学校教育における環境教育*や学習などの一層の充実を図るために、支援を行います。



(小鳥バス)

(岡谷こどもエコクラブ『水生生物観察会』)



(3) 諏訪湖の保全

① 諏訪湖の水質保全

- ・ 他の水草の生育を阻害したり、貧酸素*の原因となるヒシを除去することによって浄化対策に取り組みます。
- ・ 清掃活動によって、水質や生態系の保全に取り組みます。

② 諏訪湖創生ビジョン*の推進

- ・ 県や周辺市町村などと連携し、諏訪湖創生ビジョンを推進します。

🌳 目標指標・数値

《指標名》

(1) 子どもが参加する環境学習*・体験の参加者数

こどもエコクラブ*、緑の少年団*、山っ湖学級、水の探検隊などの参加者数。(延べ人数)
子どもが参加する環境学習・体験の参加者数を把握し、団体(こどもエコクラブなど)
の登録や運営を支援し、環境教育の推進を図る。

(2) 鳥獣被害対策による捕獲頭数

特定種の個体数が増えすぎると生態系*のバランスが取れなくなるため、『岡谷市鳥獣
被害防止計画*』に基づく捕獲頭数を把握する。

(3) 小鳥バス参加者数

小鳥バス参加者の延べ人数。
野鳥の観察を通じて自然とふれあう機会を創出する。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成 30 (2018) 年度	令和 6 (2024) 年度
(1) 子どもが参加する 環境学習・体験の参加者数	488 名	580 名
(2) 鳥獣被害対策による捕獲頭数	483 頭	645 頭
(3) 小鳥バス参加者数	385 名	400 名

🌳 目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

緑を大切にし、地域の自然環境の保全

- ・ 地域の古木や樹林を大切にし、その保全に積極的に参加しましょう。
- ・ 塀はできるだけ生垣づくりにし、庭木の植樹に努め、緑を大切に育てましょう。
- ・ 山菜採りなどで山に入る際は、樹木や草木、および山野草を大切にしましょう。

水の有効利用(大切に使い、節水する)

- ・ 水は貴重な資源であることを認識し、節水や再利用などに努めましょう。
- ・ 水の利用に当たっては、水質汚濁、生態系*への影響などの問題が生じないように配慮し、健全な水循環が維持されるよう努めましょう。
- ・ 温泉スタンドを利用することで家庭の燃料消費を削減することができます。自然の恵みである温泉を有効活用しましょう。

雨水を浸透させ、地下水の涵養*機能の向上

- ・ 地下水の涵養*のため、雨水貯留タンクを設置して屋根の雨水を貯留し、草花や植木への散水を通じて、水を土に返しましょう。
- ・ 庭などの地面は舗装を避け、舗装する場合は透水性アスファルト舗装*や、水が浸透しやすいインターロッキングにしましょう。



(雨水貯留タンク)

森林の保全と防災・減災のための森づくりなどへの積極的参加

- 山林保有者は山の保水力を高める効果のある、針葉樹と広葉樹が混在した混交林の育成や、適度な間伐などを行い、水源の涵養^{かんよう}機能を高める「緑のダム」を育成しましょう。
- 植樹、間伐、下草刈りなどの豪雨災害防止策や行事に協力しましょう。

公園、緑地、街路樹、水辺の整備などへの積極的な協力

- 市や地域が行う公園、緑地などの清掃、美化活動に、積極的に参加しましょう。
- 乾燥時の散水や草取り、落ち葉の片付けなど、自宅周辺の街路樹などの管理に協力しましょう。

在来生物の保護

- 野生動植物を保護し、生息環境の保全、管理に協力しましょう。
- 現在の生態系^{*}に悪影響を及ぼす恐れのある特定外来生物^{*}のアレチウリやオオキンケイギク、ブラックバスなどの繁殖の現状を知り、「入れない、捨てない、拡げない」ことを基本に駆除活動を行い、在来生物の保護を図りましょう。

自然とのふれあいの場の整備と環境に関する教育への参加

- 生活排水は下水道に適正に接続し、小川などの水辺をきれいに保ちましょう。
- 諏訪湖や河川清掃の美化活動を積極的に行いましょう。
- 不法投棄やポイ捨てをして汚さないようにしましょう。
- こどもエコクラブ^{*}、緑の少年団^{*}、水の探検隊、環境セミナーなどに積極的に参加しましょう。



(岡谷こどもエコクラブ『森を学ぼう』)

《事業者のみなさんは》

自然環境の保全のための美化活動への参加

- 諏訪湖や河川、公園、緑地などの清掃、美化活動には、事業所での参加も考えましょう。
- 乾燥時の散水や草取り、落ち葉の片付けなど、事業所周辺の街路樹の管理に協力しましょう。

節水と水の有効利用

- 水は貴重な資源であることを認識して、節水、再利用などに努めましょう。
- 水の利用に当たっては、水質汚濁、生態系^{*}への影響などの問題が生じないよう適切な処理を行いましょう。

敷地内の地下水の涵養^{かんよう}*機能の向上

- 地下水の涵養^{かんよう}のため、敷地内のコンクリートなどの舗装は避け、舗装する場合は透水性アスファルト舗装^{かんよう}*や、水が浸透しやすいインターロッキングにしましょう。
- 建物の屋根の雨水は側溝に放流することなく、雨水浸透ますを設置し、地下水の涵養^{かんよう}に努めましょう。



敷地内の緑化等、および自然環境への配慮

- 鳥類などの野生動物保護のためにも敷地内の緑化を図り、遊休地にはビオトープ^{かんよう}*などを設置しましょう。
- 建物の配置に留意し、敷地内の自然環境の保全に配慮するとともに、周辺との調和を図り、緑地を維持しましょう。

土地の形状変更による災害要因の発生防止と自然環境の保全

- 土地の形状変更や森林の伐採などを行う際には、豪雨時の水害や土砂災害などを考慮し、災害の発生要因とならないようにしましょう。
- 動植物の生息状況を確認し、土地開発による生息地の破壊や生態系^{かんよう}*の変化がないよう配慮しましょう。

森林の保全と防災・減災のための森づくりなどへの積極的参加

- 森林の保全と豪雨災害防止に向けた、植樹、間伐、下草刈りなどの活動に参加しましょう。



(植樹)



(諏訪湖に繁茂するヒシ)

基本目標3. 安全で安心なすがすがしいまち 《生活環境の保全》



水質汚濁、土壌汚染*、光化学オキシダント*の発生、石綿（アスベスト*）やポリ塩化ビフェニル（PCB*）の処理問題など様々な環境問題が全国的に発生しています。本市においても大気汚染*、水質汚濁などの公害*のない安全・安心なまちづくりが求められており、発生源対策や汚染源の改善、および監視体制の強化や啓発に取り組みます。

現状と課題

(1) 大気汚染*

- ① 市内の窒素酸化物*（NO_x）、硫黄酸化物*（SO_x）などの大気汚染物質測定結果は環境基準*を達成し、大気はほぼ良好な状態にあります。しかしながら、近年、PM2.5*（微小粒子状物質）や光化学オキシダント*の県内への移流など広域的な大気汚染が危惧されています。
- ② 最近の生活苦情対応は、落ち葉焚きなどの野焼きによる煙害が多く、市民の意識啓発が必要になっています。また、薪ストーブについての通報も増加傾向にあり、適正な薪の使用や周囲への配慮などを啓発することが必要です。
- ③ 東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故により、放射能汚染*に対する意識に変化が生じました。市民の安全、安心を確保するため、放射能汚染の正確な情報の収集が必要です。

(2) 水質汚濁

- ① 塚間川などの河川の汚濁の程度を示す BOD*は、環境基準*は満たしているものの、年によって変動があります。今後も引き続き、監視していくとともに、汚濁物や灯油の流出などが発生しないよう努めることが必要です。
- ② 諏訪湖では、アオコの発生が減少し、水質は少しずつ改善しているものの、アメーバの死がいによる悪臭の発生など新たな課題が生じています。このため、より一層、諏訪湖浄化対策に取り組むことが必要です。
- ③ 横河川は豊かな生態系を育むと同時に上水道の水源でもあります。不法投棄などによる水質の悪化を防止するなど、横河川の環境を守るための取組が必要です。
- ④ 地下水は、上水道の水源でもあるため、地下水汚染*の防止は重要な課題となっており、水の循環利用も含めて水資源の保全が必要です。工場の排水管理と、地下水質モニタリング*を継続して監視していく必要があります。

(3) 土壌汚染*

本市においても、土壌汚染対策法に基づく指定区域が存在しています。今後の状況も注視していく必要があります。

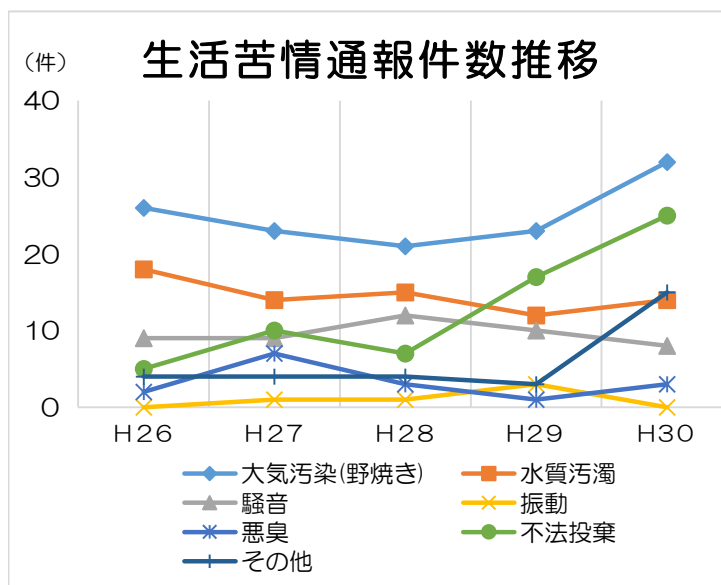
(4) 騒音、振動、悪臭

騒音、振動、悪臭は、感覚公害に分類され、人により感じ方が異なり、また地域性が強く、日常生活に関係が深い問題です。このため、『騒音規制法』、『振動規制法』、『悪臭防止法』に基づく規制基準の遵守など適切な指導に努めることが重要になります。

(5) ごみの不法投棄、ポイ捨て

近年、本市においては不法投棄が増加傾向にあります。不法投棄やポイ捨ては本市の生活環境を低下させるだけではなく、生態系*へも悪影響を及ぼします。また、山林やまちなかに捨てられたごみは、水路や側溝を通じて河川などに流出し、最終的には海洋ごみ*となっていますので、内陸部にある本市も海洋ごみ問題と無関係ではありません。

『岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例』などの周知と啓発活動、および監視を行うとともに、環境への影響について啓発していくことも必要です。



出典：岡谷市市民環境課

施策と取組

(1) 総合的な生活環境保全対策の推進

① 大気汚染*・水質汚濁・土壌汚染*の防止

- ・ 県や関係機関と連携して、PM2.5*（微小粒子状物質）および光化学オキシダント*の濃度の適切な監視と正確な情報の提供に努めます。
- ・ 農作業によって発生した下草や少量の落ち葉焚き以外の野外焼却は違法であること、野焼きを行う際には、時間帯や風向きなど周囲に配慮して行うことを周知します。
- ・ 薪ストーブの適正な利用方法を周知します。
- ・ オゾン層*保護のため、関係機関と連携し事業所におけるフロン*類などの使用削減を働きかけます。
- ・ 市内の代表する地点で空間放射線量を測定し、その結果を公表します。
- ・ 空間放射線量の常時監視を行う県と連携して、情報を公表するとともに、適切な措置をとります。
- ・ 保育園や学校の給食用食材について、放射能検査を実施し、安全な給食の提供に努めます。
- ・ 実施中の河川水質調査、地下水質モニタリング調査*、地下水質追跡調査*などを継続実施し、実態を把握して水質監視を行います。
- ・ 下水道普及率の向上に努めるとともに、下水道の適正な利用に関する啓発と、適正な維持管理の推進を図ります。
- ・ 家庭などで使う食用油は「使いきり」を呼びかけ、やむを得ず廃棄する場合は、適切な処理を働きかけます。

- 漏油事故防止と、事故発生時の適切な通報などについて啓発を行います。
- 減農薬栽培や適肥栽培など、農薬や肥料の適正使用を呼びかけます。
- 事業者などに対して、『公害防止条例』などの遵守に関する指導に努め、関係機関と協力し、施設の適切な維持管理要請、および公害防止対策や、排水や排ガスなどの排出基準値を遵守するよう指導します。また、使用する有害化学物質を適正管理するように周知し、有害化学物質への対策について、国、県の動向を把握し関係部署に情報を提供します。

② 騒音・振動・悪臭防止

- 事業者などに対して、公害防止条例の遵守に関する指導に努めます。(必要に応じて公害防止協定)
- 騒音、振動、悪臭を防止するための必要な監視と、苦情に対する適切な処理に努めます。
- 騒音、振動、悪臭の発生施設を有する事業所に対して、施設の適切な維持管理要請、および騒音、振動、悪臭防止対策の指導を行います。
- 施設や設備の導入時などに騒音、振動、悪臭の影響が危惧される場合には、計画段階で対策を行うよう指導に努めます。
- 住宅と工場の混在地区では産業振興などの施策と連携し、騒音、振動、悪臭公害の防止に努めます。
- 建設作業に伴う騒音、振動を防止するため監視と適切な指導を行います。
- 主要道路の自動車騒音測定、公害苦情調査などにより状況を把握し、必要な是正を行います。

(2) 不法投棄・ポイ捨ての防止

① 監視体制の強化

- 不法投棄の防止を図るため、県、周辺市町村などと連携しパトロールの実施と防止看板設置などにより周知を図ります。
- 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』や『岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例*』に基づき、適切な指導を行います。

② 啓発活動の展開

- 不法投棄やポイ捨てについて市報、ホームページなどを活用して周知し、モラルの向上を図ります。
- 『岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例*』に関する広報などを行い、条例の趣旨を周知することにより、ポイ捨ての防止を図ります。

③ ごみの流出の防止

- 水路や側溝の清掃を行い、ごみや泥が河川などに流出することを防止します。



目標指標・数値

《指標名》

(1) 生活苦情対応件数

生活苦情対応件数の推移の把握と周知、啓発活動を行うことによって、減少を図る。

① 野外焼却（野焼き）件数

違法な野外焼却の削減とともに、生活環境に配慮した焼却を推進する。

② 漏油事故件数

灯油などの漏油事故の削減により、水質汚濁を防止する。

③ その他の対応件数

騒音、振動など①、②に該当しない苦情の対応件数。

(2) 生活苦情防止に関する啓発回数

看板設置や市報、新聞掲載、パネル設置などの啓発活動回数。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成 30（2018）年度	令和 6（2024）年度
(1) 生活苦情対応件数	96 件	77 件
① 野外焼却（野焼き）件数	20 件	16 件
② 漏油事故件数	25 件	20 件
③ その他の対応件数	51 件	41 件
(2) 生活苦情防止に関する啓発回数	29 回	35 回



目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

大気・水・土壌を汚さない配慮

- ・ 公共交通機関を有効に利用する、駐停車時にアイドリングストップ*を行うなどにより排気ガスによる大気汚染*を防ぎましょう。
- ・ ストープの煙突や厨房の排気は、高さや向きなど近隣に配慮し、薪などの燃料は適切なものを使用しましょう。
- ・ 灯油が流出しないよう防油堤の設置をするとともに、老朽化などによる灯油タンクや配管などの破損がないよう管理を行い、給油には十分注意しましょう。
- ・ 下水道に生ごみや異物を流さないなど、適正な利用に努めましょう。
- ・ 合併処理浄化槽を設置している家庭では適切な維持管理を行い、排水基準を守りましょう。
- ・ 下水道の供用が開始された場合は、速やかに下水道に接続しましょう。
- ・ 廃油類を地面に浸透させたり、河川へ放流するなどの行為は絶対にしないようにしましょう。
- ・ 植物は空気浄化作用があるため、草花、樹木、生垣などを育てましょう。

野外焼却（野焼き）

- ・ 家庭から出るごみや剪定枝の焼却は法律により禁じられています。少量の落ち葉焚きは可能ですが、時間帯や風向きなどを考慮して、近隣の迷惑にならないように配慮しましょう。

生活騒音の発生防止

- ・ 湯沸かし器やボイラー、エアコンの室外機などは低騒音型を選択し、近隣に影響の少ない場所に設置しましょう。
- ・ 自動車のアイドリングは騒音防止の観点からも、必要最小限にしましょう。
- ・ 車両の不正改造はやめましょう。
- ・ 飼い犬などの鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

不法投棄、ポイ捨ての防止

- ・ 不法投棄、ポイ捨ては犯罪です。ごみは分別を行い、適切に処分をし、絶対に不法投棄やポイ捨てを行わないようにしましょう。
- ・ 不法投棄を発見したら速やかに土地や建物の占有者（管理者）または関係機関に通報するなど、早期発見、早期対応に努めましょう。
- ・ 敷地内への不法投棄を防止するために、敷地内の適正な管理を行い、ごみを放置することのないように努めましょう。
- ・ 側溝や水路を定期的に清掃することで、ごみや泥を溜めないようにしましょう。
- ・ 諏訪湖や河川の清掃に積極的に参加しましょう。
- ・ 犬のふんは飼い主が必ず持ち帰りましょう。

《事業者のみなさんは》

公害*防止管理の徹底と、事故および汚染の予防

- ・ 日常管理を徹底し、環境関連の事故および汚染の発生を予防しましょう。
- ・ 『大気汚染防止法』、『水質汚濁防止法』、『騒音・振動規制法』などにかかわる特定の施設を保有する事業者は、『特定工場における公害防止組織の整備に関する法律』に基づき、公害防止統括者などの選任や、公害防止組織を整備し、役割責任を明確にして公害防止を図るよう義務付けられています。
- ・ 事業所における公害関連の管理基準（値）は、リスク回避のため法令の基準より厳しい自主基準を設けて管理することを推奨します。
- ・ 地下タンクの漏洩検査、排水・排煙検査など、法規制を受ける公害関連の検査は確実に実施し、記録を残しましょう。環境事故防止には予防、予知施策（リスク管理）を確立して運用管理することが肝要です。
- ・ 公害や環境関連事故が発生した場合、直ちに適切な処理を行い、発生原因を明確にして再発防止策を確立し、維持管理しましょう。

有害化学物質による汚染防止

- ・ 事業者は、製造工程設計の際、有害な環境関連物質を使用しない製造方法を採用しましょう。法令における使用禁止物質以外であっても、『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（略称：化管法）』に規定する、『化学物質排出移動量届出制度（略称：P R T R*制度）』の指定化学物質は極力使用しないことが管理を容易にします。
- ・ 有害化学物質使用の際には、適正な管理を行いましょよう。

事業所からの排水処理管理と、土壌・地下水の汚染防止

- ・ 事業所などからの廃水は、定められた排水処理を行って放流し、また、排水処理施設は適切な維持管理を行いましょよう。
- ・ 排水処理施設のない事業者は、外部委託処理を確実に行いましょよう。
- ・ 廃液および廃油類は、貯留施設などで維持管理を徹底して、河川などへの漏出や地下への浸透を防ぎましょよう。
- ・ 燃料や、有害物質の河川への流出防止、地下浸透を防ぐため、保管タンクおよび配管などの点検（加圧漏洩試験など）を行いましょよう。
- ・ 自主的に土壌調査を行い、人の健康や生活環境への被害防止に努めましょよう。
- ・ 用途変更時は確実な調査を行い、汚染が顕在化した場合は土壌の入れ替えなどの方法で土地の浄化が必要です。

農作物などへの殺虫剤、除草剤などの適正使用

- ・ 地下水汚染*の防止、栽培作物の安全性のため、殺虫剤や除草剤の過剰散布をやめましょよう。

事業所、および建設作業における騒音・振動防止

- ・ 騒音、振動規制法の特定施設を所有する事業者、および特定建設作業を行う事業者は、外部への騒音、振動防止のための施策が必要です。
- ・ 騒音、振動の特定工場、および特定建設作業の指定にかかわらず、機械設備は維持管理し、騒音、振動の発生を防止しましょよう。
- ・ 空調機の室外機や送風機などの大きな音の出る設備は、近隣に影響の少ない場所に設置し、常に点検を行いましょよう。
- ・ 社用車や建設機械などのアイドリングをやめ、荷役作業時の騒音が近隣の迷惑にならないよう配慮しましょよう。
- ・ 騒音、振動が発生する作業などを行う際には、近隣へ配慮し、騒音、振動の発生を最小限にしましょよう。

営業騒音の防止

- ・ 飲食業などにおける、騒音防止に配慮しましょよう。特に深夜は、近隣の生活環境に影響が出ないよう配慮しましょよう。
- ・ 拡声器や音響機器を使用する際は、近隣の生活環境を損なうことのないよう配慮しましょよう。

悪臭発生の防止

- ・ 事業所から発生する臭気が、近隣の生活環境を損なうことのないように配慮しましょう。
- ・ 排気ダクトの排出口は高さ、向き、形状などに配慮し、排気が大気に十分拡散されるようにしましょう。

野外焼却（野焼き）、不法投棄、ポイ捨ての禁止

- ・ 事業系廃棄物の適正な処理を行い、不法投棄などの違法な処理をしないようにしましょう。
- ・ 野外焼却（野焼き）、不法投棄、ポイ捨て防止の意識の向上を図りましょう。

光害の防止

- ・ 照明を使用する際には過剰な明るさをやめ、必要な時間帯にとどめるなど、周辺の環境に配慮しましょう。
- ・ 太陽光パネルの設置による光の反射などに注意し、近隣の住民生活に影響が出ないように配慮しましょう。

敷地の緑化

- ・ 植物は空気浄化作用があるため、緑化を推進しましょう。

ごみの自家処理のうち、野焼きは法律で禁止されています。

少量の落ち葉たき（ビニールや紙くずは禁止）や農家での稲わらの焼却などは例外として認められていますが、これらの場合でも時間帯や風向きに注意して、近隣の迷惑にならないよう十分配慮しましょう。



ポイ捨て・不法投棄は犯罪です！！

ポイ捨て・不法投棄は、景観を損ねるだけではなく、周辺の環境や生態系へも悪影響を及ぼします。ごみ捨てのルールを守り、きれいで清潔なまちをめざしましょう。



基本目標4. ものを大切にすまち 《循環型社会*の構築》



地球の資源には限りがあります。大切な資源を枯渇させないために、また、ごみ（廃棄物）処理に伴う様々な負担軽減のために持続可能な循環型社会の構築を目指し、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割分担を明確にしながらかごみの発生抑制（リデュース*）、再使用（リユース*）、再資源化（リサイクル*）の推進に取り組みます。

現状と課題

（1）ごみの削減

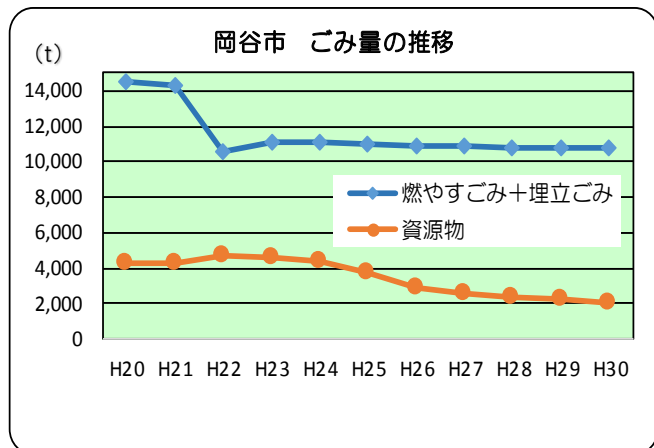
大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、物質的な豊かさを享受する一方で、ごみの増加に伴い、処理施設の不足や不法投棄など、様々な環境問題を生じさせています。家庭ごみの有料化後は、大幅なごみ減量の達成ができていますが、ごみ減量のペースが緩やかであるため、ごみの排出抑制と再資源化に一層取り組むことが必要です。

〔右 グラフ参照〕

（2）ごみ減量化の施策

平成 22（2010）年 4 月から実施した、家庭ごみ有料化により、排出量に応じたごみ処理手数料を徴収しています。

今後も 3R*（リデュース*、リユース*、リサイクル*）を推進し、さらなるごみ減量やリサイクルの意識を高めることが必要です。



（3）プラスチック廃棄物の処理

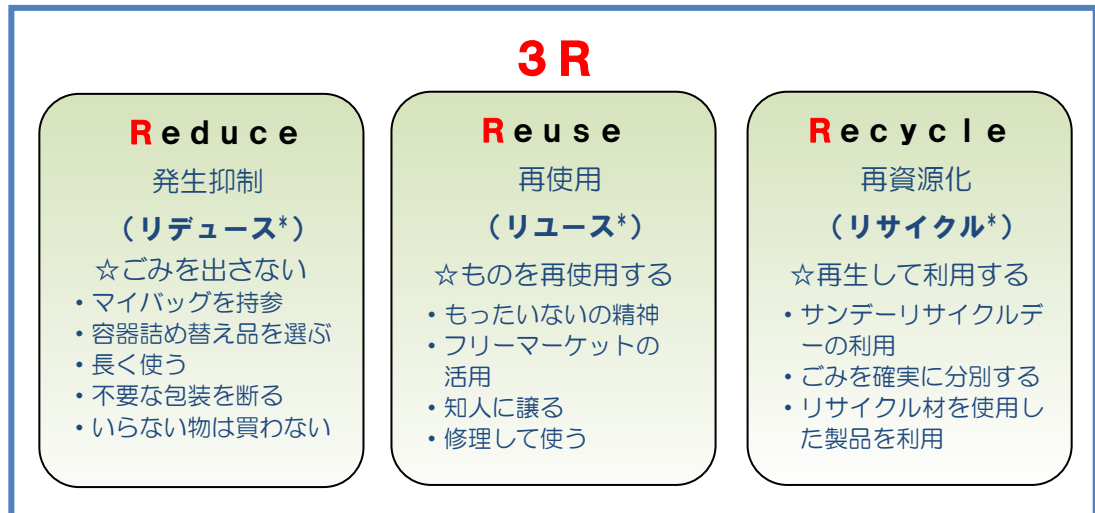
中国をはじめ、海外での廃プラスチック輸入禁止を受け、プラスチック廃棄物の処理が問題となっていますが、現在、岡谷市では適正に処理を行うことができます。今後の国などの動向は不透明な状況ですが、情報収集を行いながら、適切な対応に努めていくことが必要です。

施策と取組

（1）ごみの削減

① 3R*の推進

- 3Rが浸透するよう、市報、分別講習会などを通じて周知するとともに、市民、事業者、行政が一体となり、役割を明確にして3Rに積極的に取り組むよう、啓発活動の充実を図ります。また、3Rに、「リフューズ*（断る）」を加えて4R、さらに「リペア*（修理）」を加え5Rにすることもあることから、これらを踏まえた取組を行います。



② 再資源化（リサイクル*）の推進

- ・ ごみの処理と再資源化について、『ごみ処理基本計画*』に基づき、広域的な取組を進めます。
- ・ サンデーリサイクルデーなど分別回収の機会の提供を支援します。

③ 家庭ごみ有料化の定着

- ・ 排出量に応じた処理手数料を徴収して、減量やリサイクル*の意識を高め、ごみの発生を抑制します。

④ ごみ収集の円滑化・効率化

- ・ 指定ごみ袋の使用や、資源物の定められた排出方法により、収集の円滑化、効率化を図ります。

⑤ マイバック・マイボトルなどの普及の推進

- ・ レジ袋やペットボトルなどの削減につながる、マイバック・マイボトルなどの普及を図るため、周知、啓発を行います。

(2) ごみの適正処理の推進

① ごみの適正排出の推進

- ・ ごみ排出ルールを徹底を図り、ごみの減量化、リサイクルの推進を図ります。
- ・ 市民に対し、家電や粗大ごみの適正な排出方法などの周知を行うことで、無許可の回収業者の利用を防止します。

② ごみの適正処理と施設の維持管理

- ・ 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、適正な処理に努めます。
- ・ 諏訪湖周クリーンセンター、樋沢最終処分場の適正な維持管理に努めます。

③ ごみ処理の広域化の推進

- ・ ごみの分別収集区分や排出方法等、収集・運搬から最終処分までのごみ処理の広域化を進めます。

④ 産業廃棄物*の処理

- ・ 事業者に対し、適正処理の遵守および再資源化の促進や削減を働きかけます。

🌳 目標指標・数値

《指標名》

- (1) 一人1日当たりの燃やすごみ（家庭系）排出量
- (2) 一人1日当たりの埋立ごみ排出量

※ 『ごみ処理基本計画*』における市民一人当たりの各ごみ排出量

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成30（2018）年度	令和6（2024）年度
(1) 一人1日当たりの燃やすごみ （家庭系）排出量	394.5g/一人・日	令和2（2020）年度策定予定の 『ごみ処理基本計画』の計画値
(2) 一人1日当たりの埋立ごみ排出量	6.9g/一人・日	

🌳 目標達成のために必要な取組

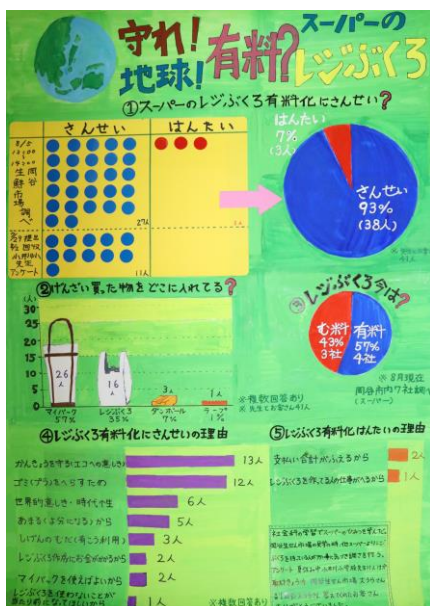
《市民のみなさんは》

ものを大切にする生活様式の見直し

- ・ 「もったいない」の精神を大切にし、ものを大切にする心を育みましょう。
- ・ ものを大切に扱い、より長く使用しましょう。（リペア*の推進）
- ・ 使い捨て商品の購入を控え、長く繰り返し使える商品、詰め替えのできる商品を利用し、容器の廃棄を抑えましょう。

ごみを出さない生活様式と行動

- ・ 日常生活において、常に「3R*」の精神を意識し、励行しましょう。
- ・ マイバッグ（買い物袋）の持参、また過剰包装を断るなど環境に配慮した買い物をしましょう。（リフューズ*の推進）
- ・ マイボトルを活用しましょう。



第50回岡谷市統計グラフコンクール 入選
第67回長野県統計グラフコンクール 佳作
「守れ! 地球! 有料? スーパーのレジぶくろ」
小井川小学校3年 宮澤 直 さん 作品

- 衝動買いなどで不必要なものを購入しないよう心がけましょう。
- 生ごみの発生を抑えるよう、買い物や調理の工夫など環境にやさしいクッキング*（買すぎない、食事を作り過ぎない、食べ残さない）に努めましょう。
（リデュース*の推進）
- 宴会などでは「残さず食べよう！30・10運動*」を実施し、食品ロスを減らしましょう。それぞれの状況に合わせて時間を『20・10』に変更するなど、取り組みやすい形で実施してみましょう。

不要物の再使用

- 不要となったものは、知人に譲ったり、フリーマーケットやリサイクルショップを利用するなど、再使用の道を探りましょう。（リユース*の推進）

再資源化のための正しい分別と、適正な排出の実践

- 不要となったものは資源になるものを分別し、リサイクル*されるよう正しい方法で排出しましょう。
- 販売店における食品トレイ、ペットボトル、紙パックなどの回収や、自動販売機の回収ボックスによる回収を有効利用しましょう。（リサイクル*の推進）
- 家電製品は、適正な再生処理や再資源化がされるよう、家電リサイクル法など法律で定められた方法で処理し、リサイクル料金は正しく支払いましょう。

再生品、または再生材を使用した製品の積極的利用

- エコマーク*製品や、再生紙使用マーク*などの再生材料を使用している表示のある製品の購入に努めましょう

ごみの正しい分別と、収集体制への協力

- 廃棄するときは、リサイクル*を容易にするために、リサイクル識別表示マーク*により分別しましょう。
- 生ごみリサイクルを積極的に行いましょう。
- 勤務の都合などで資源物を収集場に出すことが難しい場合には、サンデーリサイクルデーなどを有効に活用しましょう。
- 不要となった家電製品、粗大ごみなどが発生した場合には、適正に処理し、無許可回収業者の利用や不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- 家庭で使う食用油は、残さず使い切りましょう。やむを得ず廃棄する場合は適切に処理しましょう。



（サンデーリサイクルデー）

《事業者のみなさんは》

開発、製造、販売する商品の資源有効利用

- ・ 開発製品（商品）は、製品の製造から廃棄までの環境に与える影響を数値化するライフサイクルアセスメント*手法（略称：LCA）を導入すると、環境負荷*を低減することが可能です。
- ・ 開発製品（商品）はコンパクト設計とし、材料の使用を最小限にした省資源*型ものづくりを進めましょう。
- ・ 開発製品（商品）は長期間使用できる長寿命設計とし、また可能な限り再生材を使用しましょう。
- ・ 製品の過剰な型式変更（モデルチェンジ）は控えましょう。
- ・ 分解しやすく、再利用、再生使用しやすい製品開発に努めましょう。
- ・ 製品の修理など、アフターサービスの体制を整え、対応しましょう。
- ・ プラスチックに代わる製品の開発や使用などにより、プラスチック製品の削減に努めましょう。

製品に使用する部材の有害物質非含有化

- ・ 製品が廃棄される際、再資源化を容易にするため、有害物質を含有しない部材を使用しましょう。

販売商品に使用する梱包・包装材の最少化、再利用、または再生使用

- ・ 製品を保護する梱包、包装材は、必要最低限の容積と材料にしましょう。
- ・ 梱包、包装材は再生可能な材料を選択し、可能であれば自社で再利用しましょう。
- ・ プラスチック製品に代わる紙製品などに移行していきましょう。
- ・ レジ袋やスプーン、割り箸など、必要であるのか声をかけ、配布を最小限にしましょう。

販売商品廃棄時のリサイクル*システムの構築と運用

- ・ 家電リサイクル法など、法に定めるリサイクルのほか、自社製品のリサイクルシステムを構築しましょう。

製造・サービス・その他すべての活動におけるごみの発生抑制

- ・ グリーン購入*を推進しましょう。
- ・ 詰め替え、補充方式の採用により、使い捨て商品の購入、使用を控え、廃棄される容器を減少させましょう。
- ・ 片面使用済み用紙の裏面使用、両面コピーを徹底しましょう。
- ・ ペーパーレスの仕組みをつくり運用しましょう。
- ・ 仕入先からの部品の購入時、使い捨ての包装やダンボールに替えて、通い箱を採用しましょう。

産業廃棄物*の削減

- ・ 製造プロセスにおいては、切りくずや加工片などのスクラップが発生しないよう、また廃水や廃油が出ない工程設計をしましょう。
- ・ 発生したスクラップや廃水、廃油など、すべての産業廃棄物は事業所内または外部でリユース*、またはリサイクル*の方法を研究し処理しましょう。

食品小売業、食品加工、飲食業者の計画的仕入れなどによるリデュース*の推進

- 事業者は、『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律』（略称：食品リサイクル法*）にのっとり、食品廃棄物の発生抑制に努めましょう。
- 適正な仕入れにより、売れ残りや賞味期限切れなどによる食品廃棄物の発生を抑制しましょう。
- 調理くずが発生しないように工夫しましょう。
- 使い捨ての割り箸はやめ、繰り返し使用できる箸に切り替えましょう。
- ストローなど、プラスチック以外の素材に代えることができるものは移行し、なるべくプラスチック製品の使用を控えましょう。

食品小売業、食品加工、飲食業者の食品廃棄物のリユース*、リサイクル*の推進

- 食品関連事業者は、『食品リサイクル法*』にのっとり、食品廃棄物の再生利用などを促進しましょう。
- 調理くず、または食品廃棄物は、直接有効利用する方法として畜産農家などに対し、飼料として再利用できるよう利用先を探して提供しましょう。
- 直接処分できない場合は、業者委託による堆肥化や肥料化してリサイクルしましょう。

産業廃棄物*の処理

- 産業廃棄物は適正に処理し、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- 産業廃棄物の発生抑制に努め、管理や処理に当たっては関係法令を遵守しましょう。
- 産業廃棄物の処理の委託にあたっては、委託業者と書面による契約を締結したうえで、産業廃棄物管理票*（マニフェスト）を交付し、さらに最終処分若しくは資源化まで適正に処理されていることを実地で確認しましょう。

ごみのゼロエミッション*を指向

- 事業活動においてはごみが発生しないよう工夫し、発生した不用物（廃棄物）は、他の産業における有効利用先を探し、ごみゼロを目標にしましょう。



（ごみと資源探検隊ツアー）

基本目標5. 美しさと潤いのあるまち 《快適環境の形成》



公園、緑地、街路樹は、大気の浄化、騒音の遮断などの公害防止のほか、ヒートアイランド現象*の緩和など潤いのある快適環境を保持するための大きな役割をもつ都市施設の一つです。

本市では、これまで公園や緑地の整備をはじめ、街路整備事業などの都市計画事業を進め、快適環境の形成に努めてきました。今後一層質の高い都市環境の整備、創出、および潤いのある景観に配慮した快適環境の形成に取り組みます。

現状と課題

本計画の市民アンケートの調査結果では、多くの市民が「水辺や公園など自然とふれあえる場所がたくさんあるまち」、「ごみの散乱のない清潔なまち」になることを望んでいます。また、「美しいまちなみ、美しい風景」を望む声も多く、これに応じ、都市の形成、都市基盤の整備においても、自然と調和した潤いのある快適な都市環境づくりが求められています。

諏訪湖の湖面を覆うヒシは貧酸素*、生態系*への影響などの問題が生じるだけでなく、浮遊しているごみが絡みつくなど、景観の面からも問題が生じています。

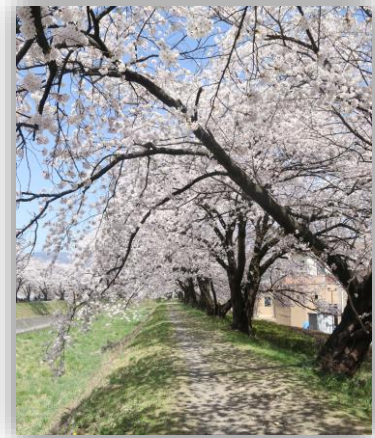
本市にあっては、これまでも景観保護や緑化、美化の推進に努めてきましたが、これらの活動を充実させ、一層自然と調和した潤いのあるまちづくりを創出していくことが大切です。

施策と取組

(1) 景観の保全と創出

① 景観の保全、新たな創出

- 『岡谷市都市計画マスタープラン*』、『岡谷市景観形成基本計画*』を推進し、景観の保全、創出を図ります。
- 諏訪湖や水辺の環境を守り、より身近で魅力的な水辺の空間を形成します。
- 人と動植物が共生できるような自然環境の維持と創出に努めます。
- 眺望ポイントを守り、周辺環境を大切に、必要な整備に努めます。
- 景観阻害要因の改善や規制を行います。
太陽光発電設備など、再生可能エネルギー*に関する施設についても、景観を阻害することがないように監視します。
- 「諏訪湖創生ビジョン*」に基づいて、県などの関係機関、周辺市町村、団体などと連携し、ヒシの除去を行うことにより、諏訪湖、八ヶ岳などの眺望を楽しめるようにします。



(横河川の桜並木)

② 緑化と美化の推進

- 公園、緑地、街路樹、水辺などにより形成される自然と調和した潤いのあるまちづくりを推進します。
- 生活空間への緑化を推進するとともに、市民による緑化活動を支援します。
- ごみのない清潔なまちづくりを推進します。



目標指標・数値

《指標名》

(1) ヒシ除去量

岡谷市独自事業により除去したヒシの量。
現状、マンパワーで除去できる最大量を今
後も維持する。



(ヒシ除去)

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
(1) ヒシ除去量	8 t	8 t



目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

公園、緑地、街路樹、水辺の清掃美化への協力

- 公園や緑地、水辺などの清掃、美化行事に参加しましょう。
- 乾燥時の散水や草取り、落ち葉の片付けなど、自宅周辺の街路樹などの管理に協力しましょう。

自宅敷地の美化・緑化

- 定期的に清掃などを行うことで、敷地内や周辺を清潔に保ちましょう。
- まちなみの潤いを保つためにも、樹木や草花を育て、適正に管理をしましょう。
- 塀はできるだけ生垣づくりにしましょう。また、庭木の植樹に努め、緑を大切に育てましょう。

《事業者のみなさんは》

公園、緑地、街路樹、水辺の清掃美化への協力

- 公園や緑地、水辺などの清掃、美化行事には、事業所での参加も考えましょう。
- 乾燥時の散水や草取り、落ち葉の片付けなど、事業所周辺の街路樹などの管理に協力しましょう。

事業所内の美化・緑化

- 定期的に清掃などを行うことで、敷地内や周辺を清潔に保ちましょう。
- まちなみの潤いを保つためにも、樹木や草花を育て、適正に管理しましょう。
- 塀はできるだけ生垣づくりにしましょう。また、庭木の植樹に努め、緑を大切に育てましょう。

事業所の建築物とまちなみの調和

- 周辺の景観に合った建築物となるよう配慮しましょう。

基本目標6. みんなが環境保全に参加するまち 《参加と協働》



近年の環境問題は、身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、本計画に掲げた基本目標達成のためには、市民、事業者、行政それぞれが、自主的かつ積極的に活動し、一体となって取組を展開していくことが重要です。そのために、環境関連の情報の収集や教育、啓発などの施策を推進していきます。

現状と課題

(1) 環境保全に対する意識

本計画の市民アンケートの調査結果では地球温暖化*や異常気象、諏訪湖や河川の水質浄化、不法投棄、ポイ捨てなどの環境問題に高い関心が示されています。しかし、ごみの分別不良や不法投棄などが後を絶たない状況にあり、一層の意識啓発が求められています。

(2) 役割認識と自発的行動

身近な環境の維持、より良い環境の創出、そして広く地球環境保全のために取り組んで成果をあげることは容易なことではありません。

そのため、市民、家庭、学校、団体、事業者、行政などがそれぞれの役割を認識して行動し、協働によって環境問題に取り組むことが必要です。そして、自発的な参加と行動が、定着、維持されるよう継続的に環境保全活動を行っていくことが重要です。

(3) 環境教育および学習

環境問題の重要性の認識や課題解決のためには、環境保全意識の向上とともに、環境に関する知識の習得や情報の収集が必要です。また、市民の学習や体験の機会、特に子どもたちからの学習や体験の機会が重要です。

市民に対して、施策の実践段階での説明や周知も必要です。

(4) 環境保全と事業活動

事業者の生産活動やサービス活動は環境負荷*をともないます。環境負荷削減と事業活動とが両立するような施策が必要です。

(5) 環境情報の収集と反映

環境に関する法令などの改正は多く、また、新たな環境保全技術も開発されています。正確な情報を迅速に収集し、周知していくことで日々の生活や業務などへ反映していくことが重要です。



(岡谷エコフェスティバル)



施策と取組

(1) 自発的参加と行動、活動の推進

① 環境教育・学習*の推進

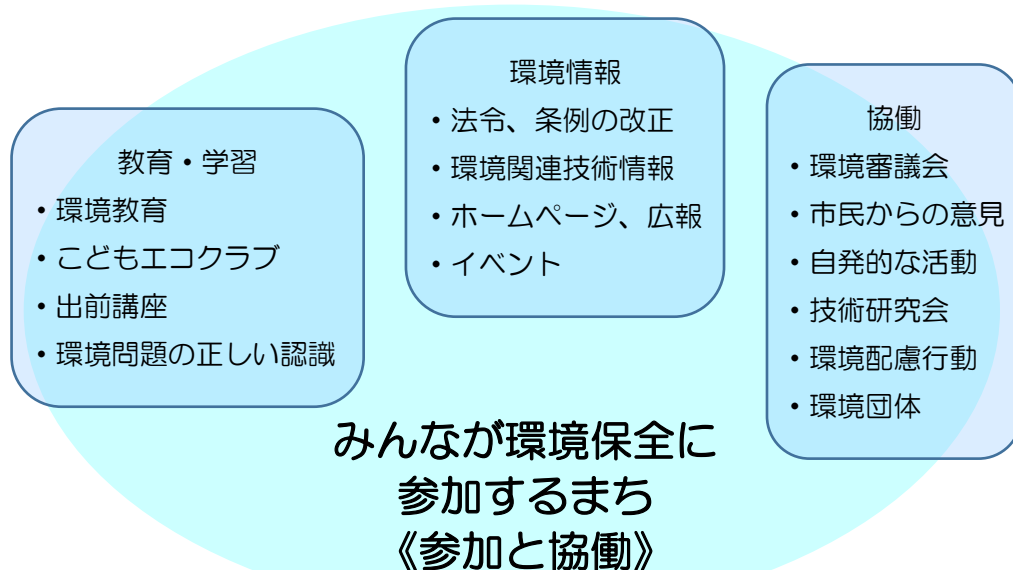
- ・ 事業者や団体などが行っている環境教育に活用できる事業と、学校における環境教育のニーズを結びつけることにより、官民学の協働による、環境教育を推進します。
- ・ 市民、事業者、各種団体などに対して、各種出前講座を実施し、多様な世代を対象とした環境学習を行います。
- ・ 「こどもエコクラブ*」、「みどりの少年団*」など子どもが参加する環境団体の育成と支援を行います。
- ・ 諏訪湖周一斉清掃やヒシ除去体験事業など、体験を通じて学び、感じとることができ、環境保全の意識向上を図ります。

② 環境情報の活用

- ・ 環境に関する議定書、国の法令、長野県条例などの制定、改正内容を的確に把握して、本計画の実施推進に反映します。
- ・ 進歩（変化）する環境関連技術やその他の環境関連情報を収集し、必要な情報をホームページや市報等で周知するなど、広報活動の充実に努めます。
- ・ イベントの開催により、環境保全に関する情報の発信、啓発活動を行います。

③ 市民・事業者・行政との協働

- ・ 環境審議会による環境基本計画の検討、および計画実施段階での実績、実態を把握して公表します。
- ・ 環境施策の推進に当たっては、市民からの意見の反映に努めます。
- ・ 地域住民や市民団体などによる自発的な環境保全活動を促進するため、その育成、支援に努めます。
- ・ 環境保全と事業活動の両立を目指し、技術革新の必要性の啓発、各種技術研究会による技術融合を図ります。
- ・ 市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップを推進し、美化活動などの市民協働の機会創出を図ります。





目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

環境保全は全員参加

- ・ 市民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境に配慮した行動をとりましょう。

環境保全活動に自発的参加と行動ができる意識の醸成

- ・ 環境問題を正しく認識し、積極的に環境にやさしい生活を実践することで、その「環」を広げていきましょう。
- ・ 家庭で環境問題を話題にし、環境に配慮した行動を習慣づけましょう。
- ・ 地域や団体などの環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 環境の現状を把握するための情報収集を行うとともに、周知や提案をしていきましょう。

環境関連の教育や研修に積極的に参加

- ・ 市などが開催する環境学習*の場に積極的に参加し、正しく幅広い知識を身につけましょう。
- ・ 地域で環境について学び、行動する機会をつくるように努めましょう。

環境情報を集め、知識の向上と実践

- ・ 市のホームページ、市報、また報道などから発信される環境関連情報に関心を持ち、環境にやさしい取組を実践しましょう。

《事業者のみなさんは》

環境保全と事業活動の両立

- ・ 環境保全と事業活動が両立するように、環境マネジメントシステム*を構築し運用しましょう。
- ・ 活動の結果、環境保全効果を確認するとともに、環境保全のために要した費用と経済効果を把握するため、環境会計*を導入し、経営計画に反映しましょう。
- ・ 各種技術研究会などに積極的に参加しましょう。

環境保全教育の充実

- ・ 環境問題の知識向上と、環境保全への意識醸成を推進しましょう。

環境情報の提供および収集と、業務への反映

- ・ 販売商品のリサイクル*方法の情報提供や、PR活動に努めましょう。
- ・ 環境関連法令の制定、改正、および関連する情報収集に努め、事業活動に確実に反映しましょう。

外部への環境情報の公開

- ・ 万一、環境関連の事故が発生した場合は、被害、影響を最小限に抑えるための適切な措置を講じ、関係機関への通報、報告を遅滞なく行った上で再発防止策を確立しましょう。
- ・ 事業活動における環境負荷*は極力開示しましょう。なお、特定の化学物質の使用状況については、P R T R制度*に基づき届出が必要です。

環境保全ボランティア活動への参加

- ・ 各業界やNPOなどが主催する、環境保全ボランティア活動に参加しましょう。
- ・ 地域や行政の環境保全イベントなどに参加しましょう。

第4章 計画の推進のために

『岡谷市環境基本条例』では、環境施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な推進体制を整備することとされています。広くは国、県、および関係行政機関などの施策と融合し、連携を図ります。この計画がめざす望ましい環境像「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」を実現するためには、市民、事業者、各種団体および行政が、それぞれの分野での役割を認識し、連携、協力して共に推進していく必要があります。

そのため、着実に推進される仕組みを整備し計画の実効性を確保するため、PDCA*サイクルによる適正な進行管理を行います。

1. 推進体制

岡谷市環境審議会

環境保全に関する基本的事項について、調査や審議するための市長の諮問機関として設置されています。毎年度、岡谷市環境審議会へ計画に基づく施策の進捗状況を報告し、岡谷市環境審議会から意見や提言を受け、施策の展開を図ります。

岡谷市環境保全推進委員会

庁内各課の連携を図り計画を総合的かつ効果的に進めるため、庁内関係部課で組織する岡谷市環境保全推進委員会を機能させ、全庁的な取組を推進します。毎年度、計画の進捗管理を行い、達成目標の評価、その結果を踏まえた施策の見直しや改善などを行います。

市民、事業者、各種団体との連携

あらゆる機会をとおして計画を周知するとともに、学習機会や情報の提供を行い、環境保全についての理解と相互協力のもと、市民総参加での取組を進めます。

また、「環境市民会議おかや」や「衛生自治会」など各種団体と連携して、多くの市民の参加と協働により、望ましい環境像「あふれる緑と清らかな水につつまれたまち」の実現をめざします。

諏訪湖流域市町村との協調、協働

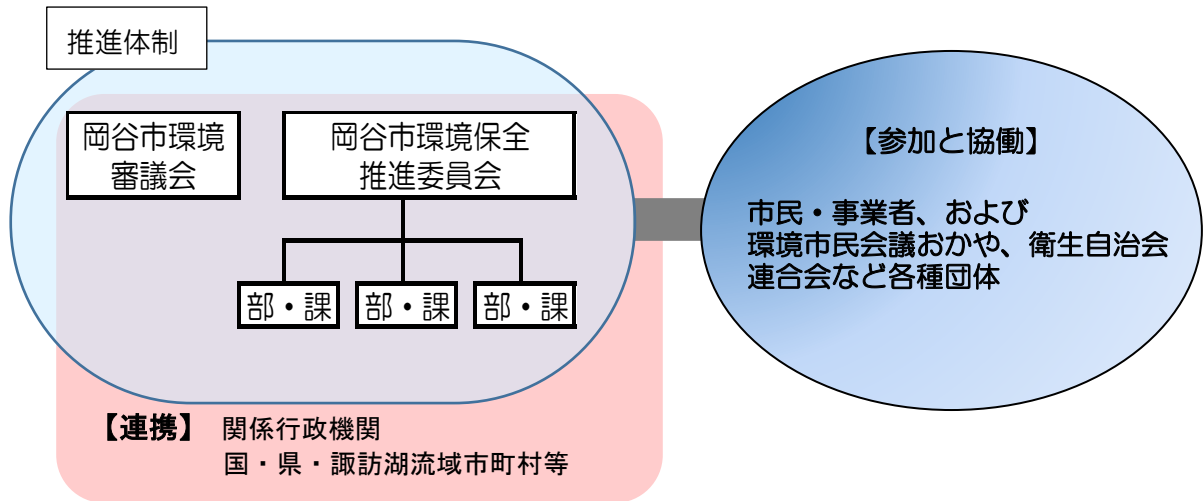
広域での事業の推進、および緊密な連携を図って環境施策を推進します。

国、県、関係機関、各種団体との連携

多様化、複雑化する環境問題に対応するため、国、県、他の地方自治体や関係機関、および各種団体などと連携、協力し、諏訪湖創生ビジョン*など具体的な環境施策の推進を図ります。

湖周行政事務組合

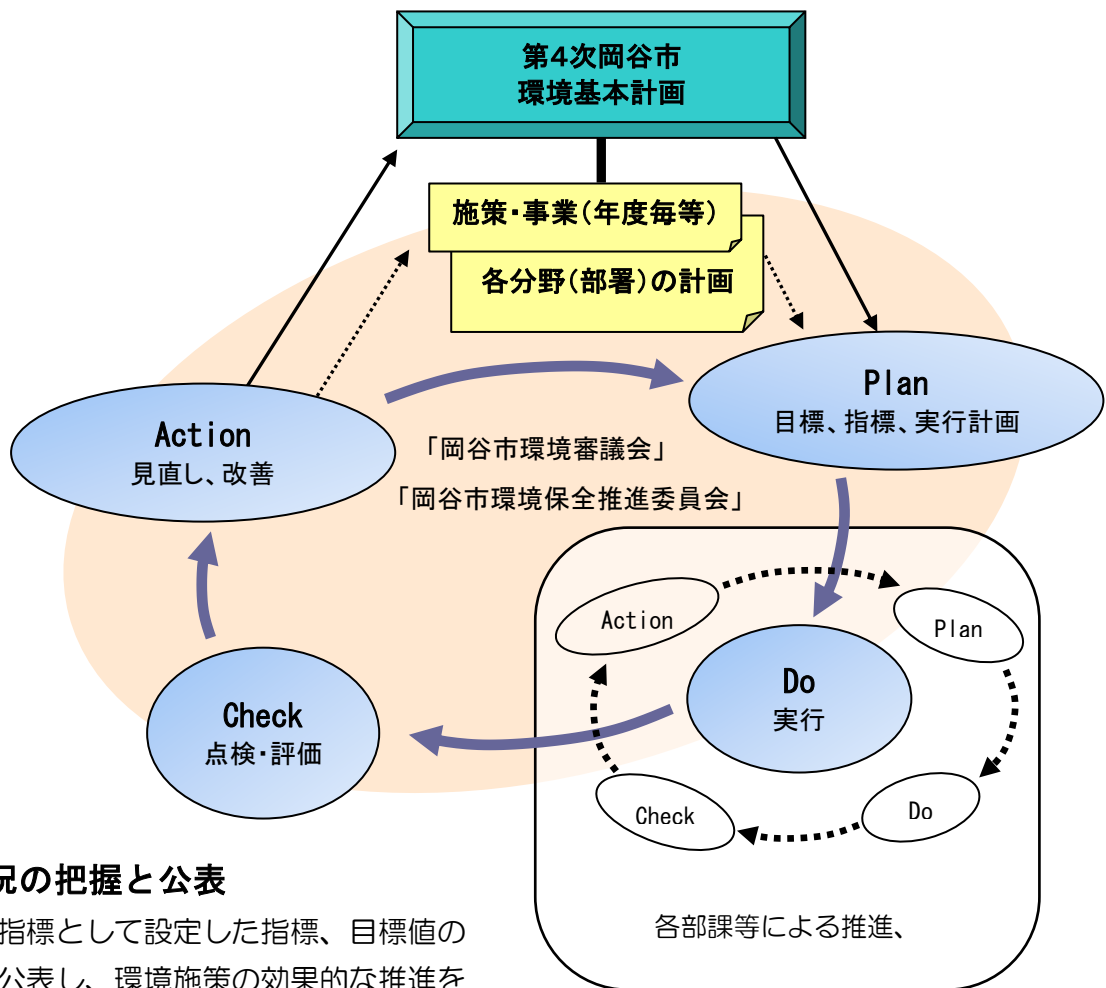
岡谷市、諏訪市、下諏訪町の2市1町の湖周地区におけるごみ処理を広域的に共同で行うことにより、ごみ処理に関する施策の円滑な実施を図ります。



2. 計画の進行管理

🌳 PDCA*による進行管理

定期的に環境施策の実施状況を取りまとめ、岡谷市環境審議会などへ報告し意見を求め、環境施策の実行を高めます。



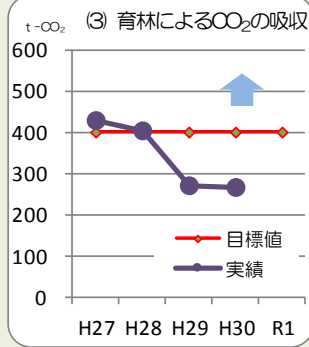
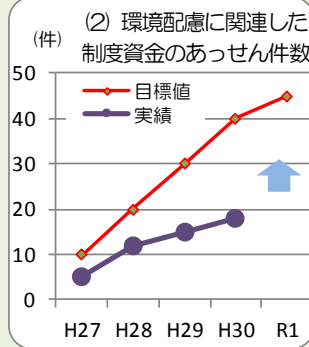
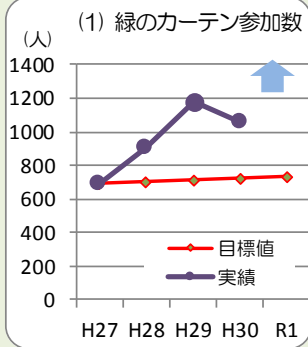
🌳 実施状況の把握と公表

行動の指標として設定した指標、目標値の実績を公表し、環境施策の効果的な推進を図ります。

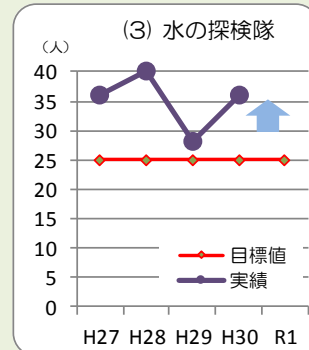
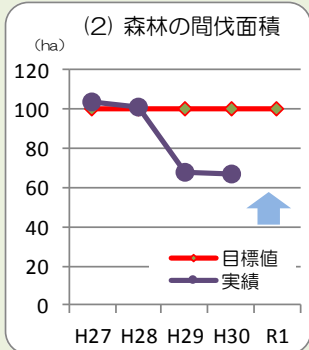
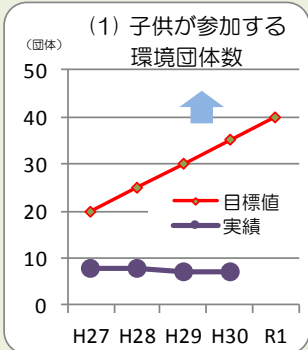
付属資料

- 第3次岡谷市環境基本計画の「基本目標別、目標指標の推移（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）」
- 第4次岡谷市環境基本計画策定の経過
- 岡谷市環境基本条例
- 岡谷市環境審議会委員名簿
- 岡谷市環境審議会に対する市長の諮問
- 岡谷市環境審議会からの市長に対する答申
- 用語の説明

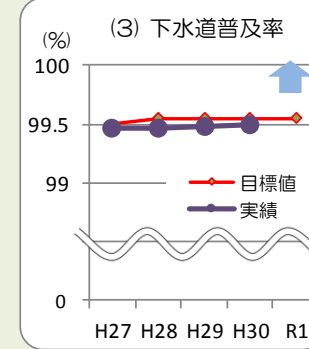
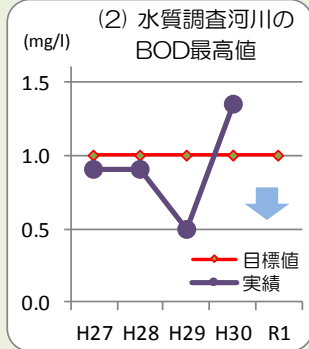
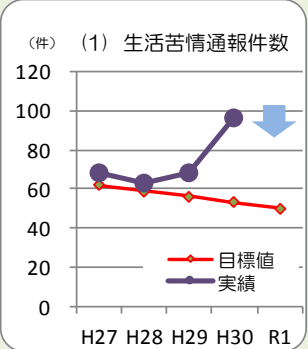
① 地球環境の保全



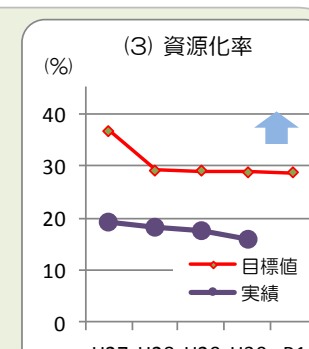
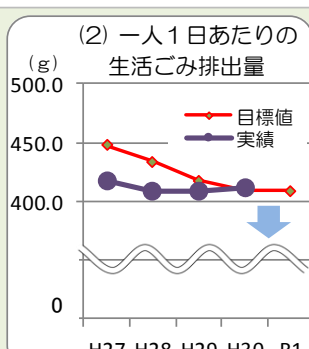
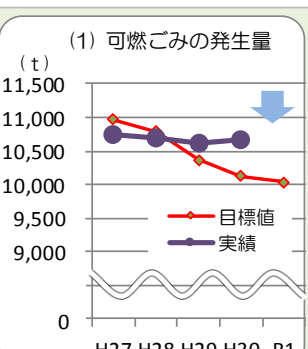
② 自然環境の保全



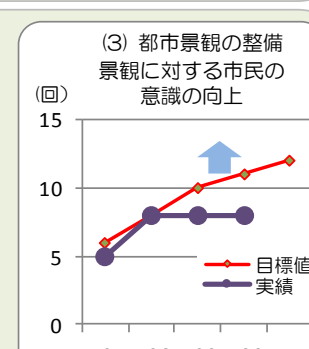
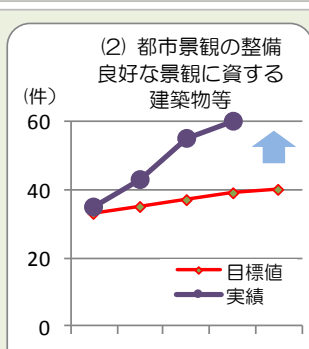
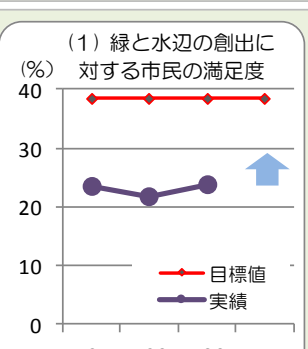
③ 生活環境の保全



④ 循環型社会の構築



⑤ 快適環境の形成



第4次岡谷市環境基本計画策定の経過

年 月 日	説 明
令和元（2019）年 5月28日	第1回環境保全推進委員会研究部会（アンケート内容協議）
6月	第4次岡谷市環境基本計画 市民アンケート調査の実施 ・一般市民 1,000人 ・事業者 300事業所 ・小中学生 847人
6月26日	第2回環境保全推進委員会研究部会（概要説明・素案体系協議）
7月1日	第1回環境保全推進委員会（概要説明）
7月9日	第3回環境保全推進委員会研究部会（素案体系審議）
8月2日	第2回環境保全推進委員会（諮問案検討）
8月27日	第1回環境審議会（概要説明）
9月5日	行政管理委員会（諮問案検討）
10月3日	第2回環境審議会（第4次岡谷市環境基本計画の諮問・計画案審議）
10月4日	パブリックコメントの実施（～10月31日）
10月25日	第3回環境審議会（計画案審議）
11月20日	第4回環境審議会（計画案・答申書検討）
12月25日	環境審議会より答申
令和2（2020）年 1月20日	第3回環境保全推進委員会（答申内容の報告・計画案協議・承認）
1月31日	行政管理委員会（最終決定）
3月10日	社会委員会（報告）

岡谷市環境基本条例

平成 10 年 12 月 22 日

条例第 32 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 環境施策の基本的事項
 - 第 1 節 施策の基本方針等(第 6 条・第 7 条)
 - 第 2 節 基本的施策(第 8 条—第 18 条)
 - 第 3 節 施策の推進体制(第 19 条・第 20 条)
- 第 3 章 岡谷市環境審議会(第 21 条—第 29 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営んでいく上で必要とされる健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けられるとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っていることを認識して行われなければならない。

2 環境の保全は、人類が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、自然と人とが共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、環境が有限な資源であることを認識して、すべてのものの適切な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、公害の発生防止及び自然環境の適正な保全に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うこと及びその事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。

3 事業者は、市が行う環境施策及びその事業所が所在する地域における環境保全活動に協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において物を大切にすることを、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の減量等を実践することにより、環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。

2 市民は、自ら環境の保全について認識を深めるとともに、市が行う環境施策に協力するものとする。

3 市民は、地域における環境保全活動に積極的に参加するものとする。

第2章 環境施策の基本的事項

第1節 施策の基本方針等

(基本方針)

第6条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づくものとする。

(1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。

(2) 生物の多様性の確保に配慮するとともに、自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。

(3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を推進し、環境への負荷を少なくさせる仕組みを構築すること。

(4) 自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした良好な生活環境を確保すること。

(5) 地域における環境保全活動を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

(6) 市民及び事業者(以下「市民等」という。)の自主的かつ積極的な環境保全活動が促進されること並びに市民等の環境の保全に関する意見が反映されること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、岡谷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 環境への配慮の指針

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見の反映に努めるとともに、第 21 条に規定する岡谷市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、環境基本計画の適切な運用と進行管理を行い、必要があるときは環境基本計画を変更するものとする。

6 第 3 項及び第 4 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第 2 節 基本的施策

(規制の措置)

第 8 条 市は、公害の防止、自然環境の保全及びその他環境の保全に資するため、必要があるときは適切な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第 9 条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷を少なくするための施設の整備その他の適切な措置に対し、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用等の促進)

第 10 条 市は、市民等による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等)

第 11 条 市は、環境の保全に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第 12 条 市は、市民等が環境の保全について理解を深めるとともに、環境保全活動を行う意欲を高めるため、環境教育及び環境学習の振興に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供等)

第 13 条 市は、環境の保全に関する情報を適切に提供し、又は広報活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 14 条 市は、市民等及びこれらの者の構成する民間団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境保全活動を促進するため、必要があるときは適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない事業所の育成)

第 15 条 市は、事業者が自ら環境の保全に配慮した事業活動を行い、環境への負荷の少ない事業所となるように育成するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視及び調査の充実)

第 16 条 市は、環境の状況を把握するための監視及び調査を充実させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(諏訪湖及び天竜川の水質浄化)

第 17 条 市は、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、諏訪湖及び天竜川の水質を浄化するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第 18 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護及びその他の地球環境の保全に関して、地域において取組が可能な施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 施策の推進体制

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、環境施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関等との協力)

第 20 条 市は、環境施策の実施に当たっては、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、協力してその推進に努めるものとする。

第 3 章 岡谷市環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、岡谷市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 22 条 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、環境の保全に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係行政機関職員
- (3) 一般公募者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平成 15 条例 8・一部改正)

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 25 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 27 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて市長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べるができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、市民環境部市民環境課が行う。

(平成 18 条例 1・平成 20 条例 11・平成 23 条例 1・平成 28 条例 17・一部改正)

(委任)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岡谷市環境審議会条例の廃止)

2 岡谷市環境審議会条例(昭和 47 年岡谷市条例第 6 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により委嘱された岡谷市環境審議会委員及び岡谷市環境審議会専門委員は、この条例の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成 15 年条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員に委嘱されている者の任期は、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 11 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 17 号)抄

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

岡谷市環境審議会委員

(五十音順)

会 長	山 崎	舜 次	岡谷市衛生自治会連合会
副会長	武 居	薫	一般公募
委 員	岡 村	淳 也	岡谷薬剤師会
委 員	小 口	泰 史	岡谷商工会議所 (令和元(2019)年10月31日まで)
委 員	中 村	文 明	岡谷商工会議所 (令和元(2019)年11月 1日より)
委 員	黒河内	靖 子	長野県工業技術総合センター
委 員	小 林	高 志	岡谷市立小・中学校長会
委 員	五 味	利恵子	岡谷市消費者の会
委 員	菰 田	靖 子	一般公募
委 員	是 永	剛	長野県諏訪地域振興局
委 員	下 平	一 夫	レイクウォーク岡谷
委 員	高 林	敬 子	信州諏訪農業協同組合
委 員	武 居	永 作	一般公募
委 員	春 山	洋	岡谷市医師会
委 員	丸 山	晴 久	岡谷市区長会
委 員	横 内	文 雄	一般公募

諮問、答申内容

諮問書

元市第96号
令和元年10月 3日

岡谷市環境審議会
会長 山崎 舜次 様

岡谷市長 今 井 竜 五

諮 問 書

岡谷市環境基本条例第7条の規定に基づき、第4次岡谷市環境基本計画について諮問申し上げます。

答申書

令和元年12月25日

岡谷市長 今 井 竜 五 様

岡谷市環境審議会
会長 山崎 舜次

第4次岡谷市環境基本計画について (答申)

令和元年10月3日付市第96号をもって貴職から諮問されました第4次岡谷市環境基本計画について、本審議会は慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

(別添)

意見・要望等

1. 第4次岡谷市環境基本計画は、岡谷市環境基本条例の理念の実現に向けた環境に関する取組を推進する重要な指針であることから、子どもから大人まで幅広い世代を対象に分かりやすく効果的に周知されるよう要望いたします。
2. 環境に関する意識を高めるためには、子どもの頃からの取組が重要であることから、保育園、幼稚園、学校など関係機関と連携協力した環境教育・学習を積極的に展開していくよう要望いたします。
3. 市は、環境保全の取組を総合的、計画的に推進し、市民、事業者の取組の模範となるよう要望いたします。
4. 猛暑や大型台風の発生等、地球温暖化の影響は深刻な状況となっており、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を推進していくことは重要であります。自然環境や近隣の生活環境に大きな影響を与えないよう、「岡谷市再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン」等の適正な運用に努め、もって良好な環境形成がなされるように要望いたします。
5. 現在、世界的に注目されているプラスチック廃棄物問題については、多くの市民も関心を寄せています。3Rの推進によりプラスチック廃棄物の削減を図ると共に、岡谷市から海洋ごみを発生させないため、ポイ捨て等の防止に努めるよう要望いたします。
6. 長野県が策定した諏訪湖創生ビジョンに基づいて、県等関係機関や近隣市町村と連携し、諏訪湖の保全等に取り組むとともに、多くの市民と共に活動する「諏訪湖周一斉清掃」や「ヒシ除去事業」等、協働による環境保全の取り組みを積極的に推進するよう要望いたします。
7. 環境問題について多くの市民が考え、実践するきっかけとなる「(仮称)岡谷市環境の日」を制定する等、環境意識の向上につながる取組を推進するよう要望いたします。
8. 岡谷市が取り組んできた様々な取組については、今後も継続し、さらなる発展に努めるよう要望いたします。

用語の説明

【ABC（アルファベット）】

- BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、水が汚れていることを示す。また、湖沼などの場合にはCODという。

- ISO14000 シリーズ

国際標準化機構である ISO (International Organization for Standardization) が発行する環境マネジメントシステム*や環境監査などに関する国際規格。製品提供やサービスの過程における環境保全について統一基準を示しており、ISO14001 は、①環境保全、改善のための経営方針と行動計画の策定、②行動計画の実行、運用のための環境管理体制の整備と監査、是正について継続性をもって実施することが盛り込まれている。

- LAN

ローカルエリアネットワーク (Local Area Network:LAN)、通称ランと呼ぶ。ビル内や事業所内など、敷地が限定された範囲で構築されるコンピュータネットワークのこと。コンピュータをケーブルや無線、中継機器を利用して接続し、相互のデータ交換を行う。

- LED照明

LEDとは、Light Emitting Diode の略で発光ダイオードのこと。電気を流すと発光する半導体の一種。これを使用した照明器具で光量が多く、明るく、非常に低電力でかつ長寿命。

- MQL加工

極微量切削油供給 (Minimum Quantity Lubrication) 方式を用い、1～2ミクロン程度の微細粒子化した切削油を、数～数 10ml/h 程度の極微量（従来型の給油量の数万分の一）で圧縮空気とともに切削部へ供給する加工方法で、鉱物油使用や切削油供給時電力量などの環境負荷*が低減できる。

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）

Poly Chlorinated Biphenyl の略で、人工的につくられた、主に油状の化学物質。沸点が高い、熱で分解されにくい、電気絶縁性が高いなど化学的に安定した性質を持つため、電気機器の絶縁油、熱交換機の熱媒体など様々な用途で利用された。しかし、毒性が強く人体に悪影響を及ぼすため、現在では製造、輸入ともに禁止されている。

- PDCA

Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）という手順を繰り返し、このサイクルを重ねてより高い目的や目標を達成していくシステム。

- PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に漂う粒径 $2.5 \mu\text{m}$ （マイクロメートル $1 \mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ）以下の非常に小さな粒子のことであり、従来から環境基準*を定めて対策を進めてきた粒径 $10 \mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子のことを示す。粒径が小さいため、肺の奥深くまで入りやすいことから、その健康影響が懸念されている。

- P R T R制度

Pollutant Release and Transfer Register の略で、化学物質排出移動量届出制度などと訳され、『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律』（略称 化管法）により規制される。有害な化学物質が大気、水、土壌などに排出される量、また廃棄物として移動している量を、事業者が自ら把握して国に報告する。国は事業者からの報告や推計により、排出量や移動量を集計し、公表する。

- S D G s（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goals の略で、平成 27（2015）年国連サミットで採択された令和 12（2030）年を年限とする国際目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓い、環境、経済、社会の 3 つの側面の統合的向上を目指す。

【あ 行】

- アイドリングストップ

自動車の駐車、停車時において不必要なエンジンの使用を中止する方法。またこれを訴える運動。大気汚染*防止や騒音、悪臭防止はもちろん、地球温暖化*の原因となる二酸化炭素の排出を抑制できる。

- アスベスト（石綿）

天然で採取される鉱物の一種で、石でありながら綿状の繊維を持つ。安価で加工しやすく、耐熱性、絶縁性、保温性に優れていたため、断熱材や絶縁材などに幅広く使われてきた。しかし、飛散したアスベストを吸い込むと、肺がんや悪性中皮腫などの健康被害が生じることから、現在では使用を制限されている。

- 硫黄酸化物（SO_x）

刺激性の強い腐食性のある有害なガスで、代表的なものに二酸化硫黄、三酸化硫黄などがある。重油などの燃焼により発生する。このガスは呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こし、植物にも被害をもたらす。

- 一斉気温測定

7月の最終日曜日の午後2時に、市民のみなさんに市内の自由な場所で、一斉に気温を測定していただき、周辺や地面などの状況による気温の違いを確認し、夏場の温度上昇を抑える工夫を見出す事業。

- ウォームビズ

クールビズ*の項を参照。

- エコアクション21

中小企業などにおいても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム*、環境パフォーマンス評価、および環境報告の方法をひとつに統合した環境配慮のためのツール。

- エコドライブ

自動車運転の際、燃料消費を抑え二酸化炭素の排出をより抑制する運転方法。具体的にはアイドリングストップ*を励行し、急発進、急加速をしないなどの方法がある。

- エコマーク

環境への負荷が少ないなど、環境保全に有益な製品につける推奨するマーク。(公財)日本環境協会によって選定される。



- 塩嶺の小鳥のさえずり

「残したい“日本の音風景 100 選”^{*}」に選定されている塩尻峠(塩嶺)周辺の音風景。塩尻峠はハケ岳中信高原国定公園の一角にあり、長野県の「小鳥の森」にも指定されている。この峠一帯は、広葉樹と針葉樹が混在していて、四季を通じて、繁殖鳥、留鳥、漂鳥、南鳥、冬鳥など多種多様の野鳥が確認され、特に初夏には、カッコウ、キビタキ、アカハラなどの賑やかなさえずりを楽しめる。

- 岡谷市景観形成基本計画

本市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成に関する事項を明らかにするとともに、その実現に向けて市民、事業者、行政の協働による景観づくりを行うための基本的方針となる計画。平成 21 (2009) 年に策定。

- 岡谷市再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン

再生可能エネルギー設備の新設、増設、改修を行う設置者に対して、市への手続きや周辺の環境や住民への配慮すべきことを定めたガイドライン。自然環境や住民の生活環境に配慮することで、再生可能エネルギーの円滑な促進を図る。

- 岡谷市鳥獣被害防止計画

ニホンジカなど特定の個体が増えすぎたことによる農業や林業への影響や、カワアイサなどの魚食性鳥獣の漁業への被害を防止するために、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、平成 29 (2017) 年に策定。

- 岡谷市都市計画マスタープラン

およそ 20 年後のまちの姿を見据えた、まちづくりを進めるための都市計画に関する基本的な方針。都市計画分野に関するビジョンを明確にし、将来都市像や地域の課題に応じた都市施設や市街地などの整備計画を総合的かつ具体的に定めた計画。平成 27 (2015) 年に策定。

- 岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例

市民、事業者、土地の所有者、市が協働してポイ捨ての防止等を図ることにより、快適な生活環境を確保し、美しいまちづくりを推進することを目的とした条例。

- オゾン層

地球大気圏のオゾンの大部分は地上 10~50km 上空の成層圏という領域にあり、これがオゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護している。しかし、成層圏以下の低位の対流圏で漂うフロン^{*}類が、成層圏に到達して強い紫外線の影響を受けることで、オゾン層が破壊される。

オゾン層が壊れると、皮膚がんの増加、白内障の増加、免疫力の低下などの健康障害のほか、農作物の収穫減少、海洋生態系の基礎となるプランクトンの減少など生物への被害が予測される。加えて光化学スモッグの悪化と温暖化促進などへの影響もある。このため、ウィーン条約およびモントリオール議定書により、国際的に協調してフロン類を段階的に廃止する対策が実施されている。

- 温室効果ガス

地表面からの赤外線放射を吸収し、地球温暖化*を引き起こすガス。温室のガラスのように太陽光は透過するが、地表面からの熱放射を吸収し、再放射する性質を持っている。温室効果ガスには様々な物質があるが、二酸化炭素、フロン*類、メタンなどがある。これらの物質の濃度が増すと、地球表面の温度が上昇する。

【か 行】

- 海洋ごみ

海岸に打ち上げられたごみや海面や海中を漂うごみ、海底に沈んでいるごみを合わせて海洋ごみという。多くは内陸部で投棄されたごみであり、河川などを通して海へたどり着く。また、プラスチックごみが多く、生物の誤飲やマイクロプラスチック*化などが世界的な問題となっている。

- 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産できない有限性の燃料資源。太古のプランクトンや動植物の残骸が地中で数百万年の間、熱プロセスを受けて炭化生成されたもの。

- 環境会計

企業などが環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のために要した費用とその効果を把握するための仕組み。

- 環境学習

人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境の保全に対して正しく責任ある行動がとれるようにすることを目的として環境に関することを学ぶこと。

- 環境家計簿

家庭の電気、ガス、上下水道などの使用量をCO₂排出量に換算し、月ごとにその総計をするもの。節電、節水などでCO₂の排出量を減らす行動を実践することにより、地球温暖化*を防止するとともにその他の環境問題の解決にも貢献し、また家計の節約にも結びつけることを目的としている。

- 環境基準

環境基本法に基づいて、大気汚染*、水質汚濁および騒音などから人の健康を保護するための望ましい基準をいう。例として大気汚染では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント*の濃度などがある。

- 環境にやさしいクッキング

買い物、調理、食事、片づけ、排水やごみ処理などの過程に応じてちょっとした工夫をしたり、思いやりをかけたりすることによって、食生活からの環境への負荷をできる限り少なくしようとする行動。(例示：食品を買いすぎない、食事を作り過ぎない、食べ残さない、冷凍保存より使い切る、など)

- 環境負荷

人が環境に与える負担のことで、日常生活、事業活動、製品、サービスやその他の業務、活動などが環境に影響を与える原因や要素。(例示：自動車の運転によるCO₂の発生は環境負荷であり、これによる地球温暖化*の進行が環境影響である)

- 環境マネジメントシステム

組織(事業)活動に伴う環境への影響を継続的に改善していく仕組みのこと。

- **涵養**（地下水涵養・水源涵養）

降水や河川水などの地表の水が土壌（帯水層）に浸透し、地下水となること。森林などの土壌は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持つ。また、雨水が土壌を通過することにより、水質が浄化される。
- **京都議定書**

平成9（1997）年12月、地球温暖化防止京都会議、（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議：通称COP3）において採択され、平成12（2000）年以降の先進各国における温室効果ガス*削減目標や国際制度について定めている。先進締約国に対し、平成20（2008）年～平成24（2012）年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成2（1990）年比で5.2%削減することを義務付けている。日本は平成17（2005）年5月に発効し、平成20（2008）年～平成24（2012）年の間に、温室効果ガスを平成2（1990）年レベルで6%削減することをめざしていた。
- **クールビズ、ウォームビズ**

クール（cool）とビズ（businessの短縮形biz）を合成した和製英語。温暖化を抑制しようとする狙いから、冷房を抑え夏季の服装の軽装を奨励すること。平成17（2005）年の京都議定書*発効を受け環境省が名称を公募して決定した。

同様に冬季は暖房を抑え、冬の服装の重ね着を奨励することをウォームビズ*という。
- **クリーンエネルギー研究会**

平成21（2009）年9月に発足。クリーンエネルギー（自然エネルギー）を用いた発電に焦点を絞り、会員企業の保有技術と新素材・新技術を融合した試作研究の活動を行う。
- **グリーン購入**

商品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、価格や品質だけでなく、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。
- **公害**

事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染*、水質汚濁、土壌汚染*、騒音、振動、地盤沈下、悪臭（以上を典型7公害という）によって人の健康または生活環境に係る被害を生ずることをいう。
- **光化学オキシダント**

工場や自動車などから排出される大気中の窒素酸化物*(NOx)や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称。オゾンなどの刺激性の物質であり、人や植物に有害である。
- **こどもエコクラブ**

こどもエコクラブは、2人以上のメンバー（幼児から高校生まで）と活動を支える1人以上の大人で構成される。環境省では、平成7（1995）年度からこどもエコクラブ事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習*や実践活動を支援する。
- **ごみ処理基本計画**

諏訪湖に面する岡谷市、諏訪市、下諏訪町の2市1町の湖周地区におけるごみ処理を広域的に共同で行うための計画。ごみ処理に関する施策の円滑な実施を図り、循環型社会*を構築することを目的としている。

【さ行】

- 再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性がある石油、石炭などの化石燃料*や原子力に対して、太陽光、太陽熱、風力、水力、波力、地熱、バイオマス*など、通常はエネルギーの枯渇が心配ないエネルギーのこと。

- 再生紙使用マーク

古紙パルプの配合率を示すマーク。



- 里山

雑木林、水田、畑地、小川などで、農林業などの人間の活動の影響を受けて成立し維持されてきた身近な自然の存在をいう。加えて自然林、人工林、草原、湿地、湖沼、河川などが生活域と一体となった地域もいう。

- 砂漠化

植生に覆われた土地が不毛地帯となっていく現象。大気の循環の変動による乾燥地の拡大、木材の過剰伐採、家畜の過剰放牧などの人為的要素が絡み合い熱帯雨林や緑地が消滅する。また、酸性雨*による森林の枯死も原因。その結果、農地の減少や生態系*への影響が懸念されている。日本への黄砂も砂漠化の拡大が一因とされている。

- 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃酸、廃プラスチック類など『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に定められる廃棄物と、輸入された廃棄物のこと。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託しなければならない。

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

排出事業者が産業廃棄物*の処理を業者に委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握、管理する帳票。排出者が処理委託者に交付する。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取り扱い上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。なお、電子マニフェストシステムもある。

- 酸性雨

自動車や工場、発電所などで、化石燃料*が燃焼する際に排出された硫黄酸化物*や窒素酸化物*が、雨や雪に吸収され通常より強い酸性を示す現象。地表に降り土壌が酸性化し、森林が枯れたり湖が酸性化して魚が死んだり、大理石が溶ける被害が発生する。

- 30・10運動（さんまるいちまるうんどう）

宴会などで最初の30分間と最後の10分間は自分の席について料理を楽しみ、食べ残し（食品ロス）を減らそうという運動。長野県では、「残さず食べよう！30・10運動」として、30・10運動への参加を呼びかけている。

- ・ 持続可能性（Sustainability）

将来の世代がその欲求を満たすための能力を損なうことなく、現世代の欲求も満足することができる開発や発展をすることを指す。

経済の拡大にともなう地球環境の加速度的な悪化を止め、有限な資源の長期利用、生態系*の維持、健全な経済発展などを持続させる考え方と取組。
- ・ 持続可能な社会づくりのための長野宣言

令和元（2019）年 6 月、軽井沢にて行われたエネルギー・環境関係閣僚会合を契機に長野県、イクレイ日本が取りまとめた宣言。地域循環共生圏*の構築や、そのための支援を政府に求めるものであり、本市を含む県内の市町村だけではなく国内外の多くの自治体などが賛同している。
- ・ 循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源、エネルギーの循環的な利用がなされる社会をいう。平成 12（2000）年には循環型社会をめざす『循環型社会形成推進基本法』が制定された。この法令では「天然資源の消費量を減らして、環境負荷*を少なくした社会」と定義されている。製品などが廃棄物とならないよう長寿命化し、長期に使うこと。また、ものが廃棄される際は、適正に再使用や再資源化の利用が行われること。これらにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
- ・ 省エネルギー

エネルギーを節約してエネルギーの消費を減らすこと。あるいはそうした運動をさす概念。限りある資源を大切に使うこととあわせて、近年は地球環境の悪化を防ぐための手段として普及啓発されている。
- ・ 省資源

鉄鉱石や希少金属類、熱帯雨林や森林、石油や石炭などの有限な地球資源の枯渇を防ぐためその消費を削減すること。無駄をなくし効率的に有効に利用したり、再使用、再生利用したりすること。
- ・ 食品リサイクル法

『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律』の略称。食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するための法律。
- ・ 信州プラスチックスマート運動

プラスチック廃棄物問題に対応するため、生活スタイルを見直しプラスチックと賢く付き合うための長野県が実施している運動。「意識して『選択』 少しずつ『転換』 分別して『回収』」の 3 つの行動を意識するように呼びかけている。
- ・ 親水エリア

川や湖の水辺など、水に親しむ場所。
- ・ 森林経営計画

森林所有者や森林の経営の委託を受けたものが、間伐などの森林の整備について作成する 5 年を 1 期とする計画。その計画に基づき、税制や補助金などの特別措置を受けることができる。
- ・ 水源の森百選

森林の役割を紹介し、理解を深めることなどのために、林野庁では、水を仲立ちとして森林と人との理想的な関係がつけられているなどの代表的な森を「水源の森百選」として選定している。

- ・ スパイラルアップ
 マネジメントシステムの基本となる PDCA*を前提に「継続的に改善すること」、もしくは「その仕組み」を指す。PDCA のサイクルを廻していくとき、らせん（スパイラル）のようなイメージでサイクルを廻すことにより高みに登っていき成果を生み出すこと。
- ・ 3R（スリーアール、またはサンアール）
 環境保全のため、循環型社会*の構築、運用のためにリデュース*（Reduce）／発生抑制、リユース*（Reuse）／再使用、リサイクル*（Recycle）／再生利用または再資源化の3つのイニシャルのRをとっている。それぞれの用語は各項に解説する。
- ・ 諏訪湖創生ビジョン
 平成 30（2018）年3月に長野県が策定したビジョン。諏訪湖の 20 年後の将来像を「人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖」とし、それを実現するために、県、市町村、地域住民、企業等が協働し、上流域や下流域を含めた地域が一体となって諏訪湖を創生するためのもの。諏訪湖の水質保全、生態系保全、湖辺面活用・まちづくりについて総合的に取り組む。
- ・ 生態系
 植物、動物、微生物、およびそれらを取りまく非生物的要素（土壌、水、空気など）から成り立っており、それらの要素が物質環境やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し複合したもの。野生生物および人類の生存を支える基盤。
- ・ 生物多様性
 平成 5（1993）年 12 月に『生物多様性条約』が発効され日本もこれに署名している。地球上の野生生物の多様さをそれぞれの生息環境とともに保存し、その持続的な利用を実現することを目的としている。また、様々な生物が相互に作用して生まれる生態系も生物多様性の一部である。日本では平成 20（2008）年 6 月に『生物多様性基本法』が公布されている。
- ・ ゼロエミッション
 事業者（主に製造業）が事業活動によって発生した不用物（廃棄物）を、別の産業において有効利用することにより、廃棄物をゼロにすること。廃棄物ゼロを目標にして、製造工程で廃棄物を出さない、また発生した廃棄物はリサイクル*して再使用し、循環型社会*を構築して実践する取組。

【た 行】

- ・ 代替フロン
 特定フロン（クロロフルオロカーボン 略称 CFC）の代替として利用されている合成化合物で、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）類とハイドロフルオロカーボン（HFC）類のこと。特定フロンは冷蔵庫の冷媒やスプレーのガスなどに使用されていたが、オゾン層*破壊物質であることがわかり代替フロンに移行。しかし、代替フロンも強力な温室効果ガス*であることが判明し、令和 2（2020）年までには先進国で生産が中止される。
- ・ 大気汚染
 人間の生産活動、消費活動によって大気が汚染され、生態系*や人間の生活に悪影響が生ずること。特に、物の燃焼等に伴い発生するばい煙（硫黄酸化物*、ばいじん、窒素酸化物*、カドミウムなど）や自動車排出ガスなどが大気汚染物質としてあげられる。大気汚染の法律は『大気汚染防止法』による。

- 脱炭素社会

温室効果ガスである二酸化炭素排出量削減に関して、低炭素社会*よりもさらに大きな排出量削減を目指し、人為的な二酸化炭素排出量を実質的にゼロにする社会。政府はパリ協定*に基づく成長戦略の長期戦略の最終到達点として脱炭素社会を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期の実現を目指し、令和 32（2050）年には二酸化炭素排出量の 80 パーセント削減を目指している。

- 地域循環共生圏

自然環境などの地域ごと異なる資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性を活かし、性質の異なる近隣地域で支えあう。そのことによって、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す。

- 地下水汚染

地下水が有機溶剤、重金属、農薬、油、細菌などによって汚染され、飲用として使用できなくなること。

- 地下水質追跡調査

地下水の汚染後など、その後の地下水質を調査すること。汚染範囲の確定や汚染源を推定するなどの調査がある。

- 地下水質モニタリング

地下水質の常時監視のこと。水環境行政の基本であり、水質汚濁防止法に位置づけされた事務である。汚染の発見、有害物質濃度の推移の把握などを通じ、地域住民などの健康を保護し、また、良好な地下水質を保全することを目的としている。

- 地球温暖化

二酸化炭素やフロン*類などで構成する温室効果ガス*の濃度が上昇していくと、地表面から放射される暖かい赤外線が温室効果ガスに吸収され、地表への再放射量が多くなるため、地表の平均気温が上昇すること。

- 地球環境問題

地球温暖化*、オゾン層*の破壊、酸性雨*、森林（特に熱帯雨林）の減少、砂漠化*、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、野生生物の種の減少、開発途上国の公害*のように、人の活動によって地球規模で環境に影響を及ぼす問題のこと。これらを九つの地球環境問題とも言う。

- 窒素酸化物（NO_x）

窒素と酸素の化合物。石油、石炭等の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車などから排出される。大気中に存在する窒素酸化物で問題視されるものは、主に一酸化窒素、二酸化窒素であり、二酸化窒素は環境基準*が定められている。窒素酸化物は光化学オキシダント*の原因物質であり、硫酸酸化物*と同様に酸性雨*の原因にもなっている。

- 中国ショック

平成 30（2018）年、中国がこれまで世界中から受け入れていた、プラスチック廃棄物を含む資源物の輸入を停止したため、処分できないプラスチック廃棄物などが生じてしまっている問題。また、中国に代わり新たに受け入れ先となった東南アジアなどでも輸入禁止の動きは広がっている。日本においても、多くのプラスチック廃棄物を資源物として中国に輸出していたため、海外で処分できないプラスチック廃棄物が国内にたまり、今後の処分方法について検討が必要となっている。

- 低炭素社会

温室効果ガス*の代表的物質である二酸化炭素の排出量が少ない社会、また経済システムを構築した社会。

- 電気自動車

外部からの充電した電源により、モータで走行する自動車。走行時の二酸化炭素の排出量はゼロとなるため、温室効果ガス*が削減できる。

- 透水性アスファルト舗装

道路などの地面を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。透水性アスファルトの場合は、砂利の粒を大きいものを使用して間隙を多くする。地下水をため、集中豪雨などによる洪水を防止する効果がある。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象を緩和する効果もある。

- 特定外来生物

一般的には人為的により自然分布域の外から持ち込まれた種の生物を外来生物という。このうち、特に生態系*などへの被害が認められるものとして、『特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律』（平成16年6月公布）によって規定された生物を特定外来生物という。生きているものに限らず、卵、種子、器官などを含む。

- 土壌汚染

土壌中に有機溶剤、重金属、農薬、油などの物質が、自然環境や人の健康、生活への影響をおよぼす程度に含まれている状態をいう。土壌へ混入した原因は人為、自然を問わない。土壌汚染の法律は『土壌汚染対策法』による。

【な 行】

- 二酸化炭素排出係数

燃料などの単位使用量あたりに発生する温室効果ガス*排出量計算時の係数。

排出係数は以下の通り。

$$\text{二酸化炭素排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{燃料使用量 (各単位)} \times \text{排出係数 (各係数)}$$

温室効果ガス*	種別	燃料の種類 (単位)	排出係数		地球温暖化係数
二酸化炭素	燃 料 使 用 量	電気使用量 (kwh)	*0.555	kg-CO ₂ /kwh	1
		ガソリン (ℓ)	2.32	kg-CO ₂ /ℓ	
		灯油 (ℓ)	2.49	kg-CO ₂ /ℓ	
		軽油 (ℓ)	2.58	kg-CO ₂ /ℓ	
		A重油 (ℓ)	2.71	kg-CO ₂ /ℓ	
		LPG (kg)	3.00	kg-CO ₂ /kg	
		都市ガス (m ³)	2.23	kg-CO ₂ /m ³	

【根拠法令】算定省令（経済産業省・環境省令第三号）

*デフォルト値であり、国が公表する電気事業者ごとの電気事業者別排出係数を用いることがある。

- 燃料電池
水素と酸素が結合して水が生成する化学反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置。クリーンで高い発電効率であるため、地球温暖化*問題の解決策として期待されている。
- ノーマイカー通勤デー
通勤時の自家用車使用を控え、公共交通機関や、徒歩や自転車などでの通勤を実施する日。
- 残したい“日本の音風景 100 選”
平成 8（1996）年に当時の環境庁（現・環境省）が「全国各地で人々が地域シンボルとして大切に、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境（音風景）」を広く公募し、これらの応募のうちから音環境を保全する上で特に意義があると認められる 100 件を選定したものの。

【は 行】

- バイオマス
もともとは生物資源（Bio-）の量（Mass）を表す概念で、一般的には再生可能な生物由来の有機性資源（エネルギー）で化石資源を除いたものをいう。エネルギーとなるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなどがある。
- ハイブリッドカー
異なる二つ以上の動力源、エネルギー源を持つ自動車のこと。ガソリンエンジンとモータを組み合わせた場合、ガソリンの消費が著しく減少し運転時のCO₂排出が抑制できる。
- パリ協定
令和 2（2020）年以降の温室効果ガス*排出削減等のための「京都議定書*」に代わる新たな国際枠組。途上国を含めたすべての参加国に排出削減の努力を求めている。世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて 2 度未満に抑え、加えて平均気温を 1.5 度に抑えることを目指す。21 世紀後半には温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとることを共通の長期目標としている。
- ヒートアイランド現象
都市部の気温が周囲に比べ高くなる現象で、気温の分布図を描くと高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。地表面の人工化や人工排熱の増加などが要因と考えられている。
- ビオトープ
開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息、生育環境空間を指す。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間づくりが行われる。
- 貧酸素
湖底に堆積した有機物は、微生物などにより徐々に分解されるが、この時酸素を消費する。微生物による有機物の分解は、水温が高いほど活発になり、高水温期（夏季）には湖底付近でたくさんの酸素が消費される。このため、上層からの酸素の供給が追いつかなくなると、水中の酸素がなくなってしまう。これを「湖底の貧酸素化」という。

- フードマイレージ

食料の重量と輸送距離を乗じた値で、トン、キロメートルなどの単位で表す。食品の産地と消費地が近ければ、輸送時の二酸化炭素排出量を抑制できる。

「地産地消」といわれるように地元の食品を消費したり、旬のものを食べたりすることが温暖化防止につながる。

- フロン

フロンは、毒性が低く、燃えない、油を溶かすなどの性質から、半導体などの精密部品の洗浄、クーラーや冷蔵庫などの冷媒に広く使われてきたが、オゾン層*を破壊するものがある。また温室効果ガス*としても問題となっている。これを受け、『オゾン層保護法』や『フロン回収・破壊法』などにより対策が進められている。

- 放射能汚染

放射性物質の存在によって望まれない場所や物質（表面、固体、液体、気体、および、人体を含む）が汚染されること、または、その放射性物質の存在を指す。

【ま 行】

- マイクロプラスチック

5ミリメートル以下の細かいプラスチック粒子で、歯磨き粉の研磨剤などとして最初から細かいプラスチック粒子として作られたものの他に、波や紫外線の影響を受け細かくなったものも存在する。自然界では分解されないため半永久的に存在し、化学物質を吸着しやすい性質を持っているため、人体や生態系への影響が懸念されている。

- 緑のカーテン

建物の外側に植物を生育させ、建物の温度上昇を抑制する省エネルギー*手法。太陽光をさえぎり日陰を作る役目と、植物の葉の蒸散作用で気化熱を奪う効果がある。窓の部分につる性植物でカーテン状に覆ったり、壁面全体を覆う場合もある。

- 緑の少年団

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、人間性豊かな健康的で明るい社会人として育っていくことを目的とした団体。学校や地域単位で結成されている。

【ら 行】

- ライフサイクルアセスメント（LCA）

その製品に関する原材料採取から設計、製造、使用、輸送、廃棄などすべての段階を通じて環境影響を定量的、客観的に評価する手法で、LCAと略称される。これまでの環境影響評価は、製品の製造や廃棄の範囲であるため、製品の全体としての環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。

- リサイクル

廃棄物（ごみ、不用品）を原料として再利用すること。「再資源化」、または「再生利用」と言われることもある。具体的には、使用済み製品や生産工程から出る廃棄物などを利用しやすいように処理し、新しい原材料として使う。

なお、リサイクルには2方法あり、上記による方法で材料化して再利用することをマテリアルリサイクルという。この材料化が不可能な場合は、廃棄物として焼却し、この排熱を利用して温水などの熱源や冷房のエネルギーとして使用することをサーマルリサイクルという。

- リサイクル識別マーク

消費者がごみを出す際の分別を容易にし、市町村の分別回収を促進することを目的としたマーク。

主な表示マーク



- リデュース

ごみを出さないこと、ごみの発生抑制といわれる。製品の製造過程で出るごみを減らし、使用済み製品の廃棄量を減らすことを指す。『循環型社会*形成推進基本法』では、3R*（リデュース、リユース*、リサイクル*）のうち最も優先するよう定めている。原材料使用量を減らす製品設計や製品の長寿命化を図り、消費者は製品を長く使うことを心がける。

- リフューズ

不要なものを断ること。マイバッグなどを持参しレジ袋を断る、不要なものを購入しないなど、ごみとなるものの発生を抑制する。リデュース*のなかに含まれることもあるが、3R*にリフューズを加えて、4Rとすることもある。

- リペア

修理し長く使うこと。家電製品や洋服など、壊れてもすぐ捨てるのではなく、修理し長く使うこと。リユース*に含まれることも多いが、3R*にリフューズ*やリペアを加えることで5Rとすることもある。

- リユース

再使用すること。一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことをいう。具体的には、まだ使えるものを他者に譲って再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して、修理したり洗浄したりしてから再び製品や部品、容器として使うなどがある。

第4次岡谷市環境基本計画

◇発行年月 2020年3月

◇発行 岡谷市

◇編集 岡谷市市民環境部市民環境課

〒394-8510 長野県岡谷市幸町8番1号

電話：(0266) 23-4811 (代表)

<http://www.city.okaya.lg.jp/>

E-Mail: seisou@city.okaya.lg.jp



岡谷市

